

上山市議会会議録

第509回定例会

予算特別委員会

(令和3年3月8日)

上山市議会第509回定例会
〔令和3年3月予算特別委員会会議録〕
(第 3 日)

令和3年3月8日(月曜日)

本日の会議に付した事件

議第6号 令和3年度上山市一般会計予算

議第7号 令和3年度上山市国民健康保険特別会計予算

議第8号 令和3年度上山市農業集落排水事業特別会計予算

出 欠 席 委 員 氏 名

出席委員(15人)

谷 江 正 照 委員	石 山 正 明 委員
佐 藤 光 義 委員	守 岡 等 委員
高 橋 要 市 委員	棚 井 裕 一 委員
尾 形 み ち 子 委員	長 澤 長右衛門 委員
川 口 豊 委員	中 川 とみ子 委員
神 保 光 一 委員	枝 松 直 樹 委員
川 崎 朋 巳 委員	高 橋 義 明 委員
大 沢 芳 朋 委員	

欠席委員(0人)

説 明 の た め 出 席 し た 者

横 戸 長 兵 衛 市 長	山 本 幸 靖 副 市 長
尾 形 俊 幸 庶務課長 (併選挙管理委員会 事務局 長)	富 士 英 樹 市政戦略課長
平 吹 義 浩 財政課長	前 田 豊 孝 税 務 課 長
木 村 昌 光 市民生活課長	鈴 木 直 美 健康推進課長
鏡 裕 一 福祉課長	齋 藤 智 子 子ども子育て課長

鈴木英夫	商工課長	佐藤毅	観光課長
漆山徹	農林夢づくり課長 (併)農業委員会 事務局長	須貝信亮	建設課長
秋葉和浩	上下水道課長	武田浩	会計管理者 (兼)会計課長
佐藤浩章	消防長	古山茂満	教育委員会 教育長
土屋光博	教育委員会 管理課長	遠藤靖	教育委員会 学校教育課長
大澤泰雄	教育委員会 生涯学習課長	高橋秀典	教育委員会 スポーツ振興課長
大和啓	監査委員	舟越信弘	監査委員 事務局長

事務局職員出席者

金沢直之	事務局長	鈴木淳一	副主幹
渡邊高範	主査	齋藤理恵	主任

午前10時00分開議

開議

○棚井裕一委員長 おはようございます。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。
本日は、5日に引き続きまして一般会計予算の審査を行います。

議第6号 令和3年度上山市一般会計予算

○棚井裕一委員長 それでは、8款土木費について、当局の説明を求めます。財政課長。

〔平吹義浩財政課長 登壇〕

○平吹義浩財政課長 それでは、8款土木費について御説明申し上げます。

97、98ページの下段を御覧ください。

1項土木管理費であります。1目土木総務費は1,843万9,000円で、前年度対比40万6,000円の増であります。

土木総務費では、燃料費、事業促進期成同盟会や関係協議会への負担金などを措置するほか、職員人件費であります。

次のページ、99、100ページをお開きく

ださい。

次に、2項道路橋梁費であります。1目道路橋梁総務費は4,238万7,000円で、前年度対比523万4,000円の減であります。職員人件費の減などによるものであります。

道路橋梁総務費では、道路台帳整備や道路の未登記処理に係る業務委託料などを措置するほか、職員人件費であります。

2目道路維持費は1億5,105万円で、前年度対比394万6,000円の増であります。

道路管理費では、市道の維持保全に係る修繕料や補修用原材料費、街路樹等管理委託料、パトロール車等に係る経費などを措置し、除雪対策費では、除雪業務に係る委託料や除雪車の管理費、排雪用機械の借り上げ料などを措置しております。

地域のみちづくりサポート事業費では、住民と協働で行う生活道路等の整備に要する経費を措置しますが、要望が多いことから増額するものであります。

3目道路新設改良費は1億113万7,000円で、前年度対比670万6,000円の減であります。市単独道路整備事業費の減などによるものであります。

交通安全施設整備事業費では、区画線、道路照明灯、反射鏡等の整備などに係る工事費を措置し、市単独道路整備事業費では、久保手隔間場線ほかの用地測量委託料、檜下須田板線ほかの区画線更新工事費、小穴細谷線、前川河岸通り線などの防護柵更新工事費、長清水美咲町線や中山本通り線などの側溝改良工事費、泉川甲石線、ケンモツ線の道路改良工事費のほか、私道整備補助金などを措置するものであります。

次のページ、101、102ページをお開き

ください。

県道路整備事業負担金では、上山蔵王公園線の道路改良工事や十日町山形線の側溝改良工事の負担金を措置するものであります。

4目社会資本整備総合交付金事業費は6,800万円で、前年度対比1億8,350万円の減であります。国の補正を活用し令和2年度に前倒しすることと、かみのやま温泉インター産業団地関連事業の終了によるものであります。

道路事業費で、橋梁点検診断委託料、狸森線のり面対策工事、上ノ原一の橋ほかの橋梁整備工事費を措置するものであります。

5目橋梁維持費は100万円で、前年度と同額であります。橋梁管理費で、橋梁の修繕に要する経費を措置するものであります。

次に、3項河川費であります。1目河川総務費は690万6,000円で、前年度対比399万円の増であります。

河川管理費で、河川しゅんせつに要する経費や関係団体への負担金、東北大学と連携して行うインフラマネジメントなどに要する経費のほか、新たに普通河川の維持管理計画策定委託料を措置するものであります。

次に、4項都市計画費であります。1目都市計画総務費は3億7,711万7,000円で、前年度対比2,007万3,000円の増であります。下水道事業会計負担金の増などによるものであります。

都市計画総務費では、都市計画審議会の開催に係る経費、関係団体への負担金などを措置し、都市計画事業費では、かみのやま温泉駅周辺整備検討委員会や立地適正化計画住民説明会の開催経費のほか、景観形成を支援するファサード改修補助金を増額措置し、委託料では、立地適正化計画策定業務委託料と、新たに盛土造成地

の安全性を把握するため大規模盛土造成地調査業務委託料を措置するものであります。

次のページ、103、104ページをお開きください。

下水道事業会計負担金は、約3,700万円を増額措置し、ほか職員人件費であります。

2目公園費は7,376万円で、前年度対比4,185万6,000円の増であります。公園施設長寿命化事業費の増などによるものであります。

公園管理費では、公園の維持保全経費、土地借り上げ料、公園内トイレの管理などに要する経費を措置し、公園施設長寿命化事業費では、国の交付金等を活用し、市民公園、長清水公園、金生公園、みゆき公園等でのベンチ、照明灯、水飲み施設の更新や舗装工事に要する経費を措置し、ほか職員人件費であります。

次に、5項住宅費であります。1目住宅管理費は3,878万3,000円で、前年度対比243万2,000円の増であります。

市営住宅管理費では、市営住宅の畳替えや施設修繕など維持管理経費のほか、新たに老朽化が進む市営住宅からの移転を支援するため、1戸当たり10万円の引っ越し費用補償費を措置し、市営住宅長寿命化事業費では、市営金生住宅の内装改修に要する経費などを措置するものであります。

次のページ、105、106ページをお開きください。

地域優良賃貸住宅供給促進事業費では、地域優良賃貸住宅を管理する民間業者へ家賃低廉化補助金等を措置し、新たな事業であるセーフティネット住宅供給促進事業費では、市営美咲町住宅と金生住宅1号棟から9号棟の住み替え先として民間賃貸住宅を供給するため、家賃低廉

化に要する補助金を措置し、ほか職員人件費であります。

2目住宅支援費は8,531万5,000円で、前年度対比338万7,000円の減であります。

定住促進事業費では、住宅の購入・建設等に対して持家住宅建設等補助金、1LDK共同住宅などの若者向け共同住宅建設促進事業補助金を措置するものであります。

住宅リフォーム支援事業費では、市内業者を利用するリフォーム工事に対する補助金等を措置するものであります。

住宅・建築物安全ストック事業費では、昭和56年5月以前に建築された木造家屋に耐震診断士を派遣する事業の委託料等を措置するものであります。

空家等対策事業費では、空家対策協議会に関する経費、危険空家解体事業等空家関連補助金、NPO法人かみのやまランドバンク運営補助金のほか、新たに旧新湯共同浴場である澤の湯再生事業費補助金を措置するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○棚井裕一委員長 これより、質疑、発言を許します。神保光一委員。

○神保光一委員 私のほうから数点ございます。

まず、2目の定住促進事業費についてお伺いします。こちらの定住促進事業費のほうで、御説明にもございましたが、若者向けの共同住宅の建設に関する補助を行うとございますが、こちらは令和2年度もあったと思うんですけども、まずこちらの現在の進捗状況と、令和3年度の予算額と戸数等の予定をお聞かせいただければと思います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 若者向け集合住宅の建設補助の件でありますけれども、令和2年度につきましては1件申込みいただいております、今建築中であります。3月15日、来週の完成を目指しております。8戸分の集合住宅ということで、市内の旭町地内に建築中でございます。令和3年度につきましても、引き続き1,000万円の予算を予定させていただきまして、同じように10戸、10部屋、令和2年度同様を目標に進めていきたいと考えてございます。

○棚井裕一委員長 神保光一委員。

○神保光一委員 こちらに関してなんですけれども、令和2年度、今、3月15日建設分に関しての住む人の問合せというんですかね、そういった状況というのはどうなっていますか。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 8戸、8部屋供給ということでありますけれども、現在3部屋につきまして決定をしているというふうに伺っております。また、2部屋につきましても今検討されているということで、残りの部分につきましては、完成後の内覧、こういったところでしっかり入っていただくというふうなことを予定したいと伺っているところでございます。

○棚井裕一委員長 神保光一委員。

○神保光一委員 入居の検討のほうが進んでいるようで、大変安心しました。これからまた増設というか、さらに追加で造っていく上で、部屋のほうが逆に余ることがないような形で、適正な戸数の補助になるような形をお願いしたいと思います。

次にですが、同じく空家等対策事業費についてお伺いします。まず、こちらの澤の湯に対する補助、あと空き家解体の補助、あとNPO法人への補助ということで、それぞれの金額をま

ずお聞かせいただければと思います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 負担金補助、補助金の部分でありますけれども、まずNPOに対する運営補助金ということで400万円を計上させていただきます。また、一般住宅等の危険空家に対する解体補助につきましては、おおむね10件程度を見込んでおりまして700万円になります。また、先ほど来ございました新湯の澤の湯の再生に向けた補助金ということで1,000万円というふうな金額を含めております。

○棚井裕一委員長 神保光一委員。

○神保光一委員 まずは空き家解体に関する700万円ということでしたが、10件で700万円ということは今回はそんなに大規模な施設の解体というのは見込んでいないというふうなことでよろしいでしょうか。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 いわゆる一般住宅の空き家ということでありますので、例年10件程度の解体というふうなことで進んでおりますので、大規模というよりも、やはり一般向けの部分を予定したいと考えているところであります。

○棚井裕一委員長 神保光一委員。

○神保光一委員 次に、澤の湯の再生事業費に関してですが、こちらは私自身も大変期待しているというか、楽しみにしているところではあるんですけれども、こちらについてお伺いさせていただきます。まず、こちらの1,000万円ということでしたが、こちらは国から入るものということよろしいでしょうか。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 国と市でそれぞれ負担をするということで、国の補助事業でございます。

○棚井裕一委員長 神保光一委員。

○神保光一委員 あとは、こちらの澤の湯に関してだったんですけれども、今後の具体的なスケジュールに関してはどうなっているんでしょうか。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 令和2年度に再生に向けた改修の計画をつくり込みしておるということで、令和3年度につきましては、それらの事業計画を具体的に定めて資金調達というようなことで伺っておりまして、補助金以外の部分につきましてはクラウドファンディングですとか、そういったところを予定しているとNPOからは伺っております。建物そのものにつきましては、やはり老朽化しているという状況でありまして、屋根ですとか内装、機械の設備、こういったところを改修するというので、概算予算額といたしまして1,500万円程度を見込んでいるというふうにご覧いただいております。

○棚井裕一委員長 神保光一委員。

○神保光一委員 今のところをもう少し詳しくお聞きしたいのですが、大体いつ頃着工予定で、完成していつぐらいに営業ができるようになるのかというのは、もし聞いていて分かるのであればお伺いします。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 具体的に事業計画等をいただいてからということになりますけれども、現時点で我々で認識している部分につきましては、そういった資金調達等々を進めまして、令和3年の秋頃から改修の工事を進めていければというふうにご覧いただいております、それらの後に来年、令和4年の3月あたりのオープンというふうなことの予定を伺っております。

○棚井裕一委員長 神保光一委員。

○神保光一委員 今いろいろお伺いさせていた

だいて、昨年の3月に閉業して以来、いよいよ動いていただける場所だなということで非常にありがたく思っております。こちらに関して、今改修ということで話が進んでいただいていると思うんですけれども、一番大変なのが新しくするというのでなくて、これから運営のほうというのが一番大変になってくると思いますので、こちらのほうをぜひ市と事業者でしっかりフォローをしていただきながら進めていただければと思います。

最後にですが、NPOの補助ということで400万円とございましたが、今お話ししていた澤の湯の件と少しかぶってしまうようなところがあるんですけれども、澤の湯の運営はランドバンクのほう、NPO法人で運営されるということで、こちらの補助金をNPO法人で受けるということで、実質、公衆浴場の運営のほうにお金は使われていくのではないのかなと考えるんですけれども、その辺に関して、今、市で公衆浴場に関して運営補助というのは出していないと思うんですけれども、その辺の整合性についてはいかがお考えでしょうか。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 NPOの運営に対する補助という部分でありますけれども、NPOといたしましては、澤の湯だけの取組では当然ございませんで、駅前の旧お土産屋の取組ですとか、沢丁のトキワ館の跡地の関係、その他市内でいろいろ展開をしてございますので、運営に関わる費用という部分とやはり新湯の澤の湯の事業的などの取組につきましてはある程度線引きがなされると考えられると思いますので、令和3年度、澤の湯の部分の事業計画、こういったところをしっかりと審査なり、見定めていきまして、経営的な見込みがあるかないかという視

点で確認をする必要があると認識しておりますので、それに基づきまして補助をするということをしっかり押さえていければなと思っております。

○棚井裕一委員長 神保光一委員。

○神保光一委員 今のに関連して、今回だと澤の湯をNPO法人で手がけられる上で、運営に対しての補助金とかというのは従来の公衆浴場と同様で、公衆浴場自体の運営に対する補助とかというのは考えていないような形でよろしいんですか。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 おっしゃるとおり、現時点では考えてございません。

○棚井裕一委員長 神保光一委員。

○神保光一委員 今回延期になって、令和3年度から解体がいよいよ始まるトキワ館ですとか、今回のその澤の湯など、今までいろいろなかなか手がつけられなかったようなところが今度いよいよ動いてきていて、大変私も楽しみにしているのか、期待も込めているんですけれども、そちらの運営等に関して、ただ直すだけでなく、健全な運営ができるよう、特に市で直営でするようなものでもないと思うので、直接税金というか、お金を市からつけるというよりも、健全な運営ができるよう市のほうできめ細かいフォローというんですかね、お金以外の面でのフォローというのをしっかり今後やっていただければと思います。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。谷江正照委員。

○谷江正照委員 今ほどのやり取りで大変上山市の明るい話題だなというところで、澤の湯の補助と、あと今現在休館中の村尾の利活用も検討されております。あのエリアというのは本当

に本市の未来のすばらしい明るいエリアでありますので、しっかり開発していただきたいのですけれども、それに当たりまして、ただ7月に大きな水害もございました。あのエリアはその水害のエリアの場所でもございます。この部分に関しまして、これから光を当てていくエリアの防災がしっかりなっているかどうかを検討、しっかりやっていると思うんですけれども、市民の方も大変関心が多いと思います。今後、市の防災を、洪水対策など建設課でお示しできる場所があればお示しいただきたいと思っております。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 御質問、いわゆる荒町川の件でよろしいかとは思いますが、荒町川、八幡堂川、7月の災害ということで状況がありますけれども、我々といましては、令和2年の秋、10月から管理者である県のほうと調整、打合せ等を重ねながら、あとは地元地区会会長等々と打合せをしながら、事業の再開に向けて取組をしております。

具体的にはこれからはなりますけれども、目的は平成18年度までで事業が止まっておりますので、しっかりそれを再開していただくということで、地元でしっかり支援をしていくという態勢でありますし、計画、考え方といましては、今策定をさせていただいております立地適正化計画の中にもこの河川の部分については位置づけをしておりますので、そういった取組を進めていきたいと思っております。

○棚井裕一委員長 谷江正照委員。

○谷江正照委員 洪水の写真等、建設課が情報収集したのも見せていただきましたが、大変な状況でもありましたし、しっかりとした情報収集もなされていると感じました。その部分を活用しまして、しっかりと県とよき方向に進め

ていただきたいと思います。

次の部分であります。盛土造成地区の7か所の新規の調査でございますが、こちらの部分に関して、まず7か所がどこなのかお示しいただきたいと思います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 市のホームページにも出させていたいただいているところでもありますけれども、地震に伴う宅地、盛土をした箇所がこの間、全国的な崩れといいますか、地滑り、そういった状況がありましたので、それらについての対策の事業ということでもありますけれども、まず箇所につきましては、蔵王みはらしの丘の中に倉庫業といいますか、大型倉庫店がございます。その北側の周辺がまず1か所目、山形市との境の部分になろうかと思えます。2か所目につきましては、四ツ谷、朝日台の旧上山競馬場に抜けていく西回り道路と久保手に上がっていくちょうどY字路の関係がございますけれども、あそこあの西側の周辺の部分が2つ目。3つ目につきましては、火葬場、斎場に行く県道がございますけれども、斎場に向かって右側がサニータウンということで住宅団地がございますが、その左側の河川、荒町川寄りの部分のエリアと。4つ目が河崎地区、河崎公民館の付近、周辺ということと、5か所目が、河崎の療育訓練センターがございますけれども、センターのやや南側の辺り、それから同じく葉山の周辺部、最後に、永野の黒姫グレンデがございますけれども、その付近ということの7か所でございます。

○棚井裕一委員長 谷江正照委員。

○谷江正照委員 このような盛土の現地調査などを一般の方が聞きますとちょっとびっくりするというか、またあと災害に関する調査であり

ますので、ちょっと気にしたり心配する方もいらっしゃると思います。調査をする前に周知等はしっかり地区の方に誰がしていくのか、まずお示しいただきたいと思います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 業務委託で業者に発注をさせていただきまして、それぞれの箇所の現地調査、それから簡易的な土質調査、こういったところをやらせていただきますけれども、あらかじめ対象の地区ですとか、周辺の方につきましては、調査前の情報は出させていたいただきたいと考えております。

○棚井裕一委員長 谷江正照委員。

○谷江正照委員 ぜひ、丁寧な市民の方への説明をよろしく願いいたします。令和3年度の方針でも、市民生活の安全安心を最優先にという部分でもございますので、ひとつよろしく願いいたします。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。守岡等委員。

○守岡 等委員 私も荒町川と八幡堂川の氾濫の問題についてお尋ねします。

もともと県の基本計画というのがありまして、前川合流地点まで上流のほうから1キロメートルぐらい整備するという計画だったんですけども、倒産した温泉旅館の影響で、いわゆる地権者債権対策というんでしょうか、それで工事が中断されているということで、県のほうではその地権者対策を市の責任でやってくれば工事を再開するという、こういう回答だったと思うんですけども、この市の早急な対応が待たれるわけですけども、現在の状況はどうなっているのか。ぜひ、この対策本部の中の責任者をやっている副市長にお答えいただきたいんですが。

○棚井裕一委員長 副市長。

○山本幸靖副市長 現在、本市建設課のほうにて所有者及び関係者と交渉を続けているところでございます。交渉結果を踏まえまして、我々としては、先ほど建設課長が申し上げたとおり、要望の実現に向けてまた県と調整をしてまいりたいと思います。

○棚井裕一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思うんですけども、ただこの債権問題というのは非常に複雑で、本当にどういう解決方法があるのかなと非常に疑問に思うんですけども、本市として、例えばそういう財政負担をするような事態も考えられるのかどうか、お尋ねします。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 所有者、関係者の方につきまして、私どものほうで交渉といたしますか、一度お会いをして話をさせていただいております。その中で事業に対しては協力をいただけるということで了解をまずはいただいておりますけれども、それまで建物等いろいろありますけれども、基本的にはその関係者の側で物件なりそういったものの活用を、売却するような意向がありますので、まずはそれらの動きをしっかり注視しながら事業を進めていければいいかなと考えているところでございます。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。高橋要市委員。

○高橋要市委員 都市計画事業費の中で、ファサード改修の増額というふうな御説明があったかと思っておりますけれども、たしか令和2年度において2件の事業がなされているのかと思っておりますけれども、増額することで令和3年度においておおよそ何件分の申請とかを想定されていらっ

しゃるのか、まずお示しいただきたいのと、あとエリアをお示しいただきたいと思います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 まず、令和2年度 of 取組でございますが、3件でございます。まず、それが1点でございます。令和3年度につきましても、4件ないし5件ほど問合せ等をいただいておりますので、件数についてはそのような状況で進めていきたいと思っております。

エリアでございますけれども、おおむね上山城の周辺に加えましてかみのやま温泉駅までの部分も含めたエリアということで、いわゆる駅の西側のエリアということで捉えております。

○棚井裕一委員長 高橋要市委員。

○高橋要市委員 改修をされることによって、まち並みが統一化されて整ってきて、見た目的にもきれいな風景というか、そういったものがそろってくるのかと思っておりますけれども、おおむね何年ぐらいの計画で、将来的にはどういったまち並み、どういった改修の効果というのを考えておられるのかお示しいただきたいと思ます。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 具体的な計画期間というところは持ち合わせしておりませんけれども、まさに城下町、温泉町、そういった上山らしい駅西側を整備していくという考え方は継続してやっぱり持ち続ける必要があるなど思っておりますので、これはそのニーズに合わせた形で事業を展開していければなど考えております。

○棚井裕一委員長 高橋要市委員。

○高橋要市委員 なかなか地道な事業となるかと思うんですけども、やっぱりそのまち並みの中で1件そういうふうな改修をされることによって、じゃあうちもとかいうような形の相乗

効果なども期待しながら粘り強く進めていただければと思います。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。川崎朋巳委員。

○川崎朋巳委員 ただいまファサード改修についてのやり取りがありました。ちょっと今に関連してなんですけれども、令和2年度ファサード改修、非常に好評だったと思いますが、件数の増加に対応した増額、補助上限の増加ではなくて、件数増加に対応した増額という理解でよろしかったのかどうか、改めてお示しいただければと思います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 件数のニーズもありますけれども、いわゆる制度そのものも見直しをさせていただいております。ファサード、景観の取組でより効果が高まるというふうなことで、店舗に重点を置くというふうなことで、一般住宅についても引き続きにはなりますけれども、まずは店舗につきましては上限額80万円というふうなことと、工事費の半分というふうなところ、一般住宅につきましては上限50万円で、同じく補助率が50%ということがございます。

加えまして、店舗につきましては、規模の大きい場合、具体的には100平米以上の道路に面する面積、そういった部分でありますけれども、道路に面する側の面積が100平米以上の店舗につきましては20万円を加算させていただいて最大で100万円ということで、令和3年度につきましては300万円という予算を計上させていただいているところです。

○棚井裕一委員長 川崎朋巳委員。

○川崎朋巳委員 内容については了解いたしました。まず、今までのファサード改修の対応をされたのは主に店舗が多かったのかなというふ

うな所感であります。先ほど高橋要市委員からもありましたように、引き続き進めていただきたいなと思います。

あと、続きまして除雪対策費についてであります。令和元年度は特に、昨シーズンといたらいいんですかね、昨シーズンは本当に雪が降らなくて、それに比べて今冬は非常に除雪の出勤回数も多かったというような印象であります。平成30年度だったかと思いますが、除雪機にGPSを設置して、よりそのGPSの効果検証と申しますか、GPSの効果というのは今年の冬は図られたのかなと思いますけれども、そのGPS設置による予算編成だったり、そのGPS設置の効果などをお示しいただければと思います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 除雪のGPSを活用したオペレーターに携行をしていただく端末関係の取組でありますけれども、これは平成30年度から取組をさせていただいております。この冬といいますか、今シーズンで3年目になります。委員おっしゃったように、令和元年度のシーズンは暖冬であり、1、2年目それぞれにつきましてはなかなかその評価といいますか、データの検証ができない状況でありましたけれども、今シーズンはこのような状況でありますので、今まさに検証をさせていただいているところではありますけれども、まずは我々と業者の中での合理的なところの取組もありますけれども、感覚的な部分でしか申し上げられませんが、やっぱりある程度効率的な除雪作業につながっているなと思っておりますので、それがどれぐらいの割合かと言われるとお示しすることはできませんけれども、ある程度少しでも時間を短く完了できるような環境になったとい

うことで、それによりまして道路環境ができるだけ丁寧な除雪につながっているだろうというふうなところまでは検証をしておりますけれども、詳細な部分は3月、今月を踏まえながら来シーズンに向けて進めていければと思っております。

予算の部分につきましては、その検証を具体的に反映しているというところまでは行ってはおりませんが、例年の機械の運転経費ですとか労務単価、こういったところを踏まえて計上させていただいているというところがございます。

○棚井裕一委員長 川崎朋巳委員。

○川崎朋巳委員 まず、丁寧な、あと効率化にもつながっているのではないだろうかというふうなお話だったかと思えます。

あともう一点、除雪対策費について、令和3年度当初予算に昨年同様の額が計上されているのかなというふうな印象であります。先ほども申し上げましたが、令和元年度においては非常に暖冬であったと。令和2年度はまとまった雪も降って除雪回数も比較的多かったのかなという印象であります。

令和元年度においては、暖冬ではありましたが、委託業者におけるまず待機が非常に多かったということで補正が措置されたというふうに記憶しております。また、今冬におきましても除雪回数が比較的あったということで、補正予算で4,000万円がさきの定例会の補正で決まったところでありまして、雪が降っても降らなくても補正しなければならないというような現状であったのかなと思えますけれども、だとすればこの除雪対策費、この額でいいのか。それともまた状況に応じていずれにしろ補正を組まなければならないという状況な

のかなと思えますけれども、この除雪対策費の在り方について、改めて考え方をお示しいただければと思えます。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 暖冬のシーズンというのは当然ございますけれども、予算の部分につきましては、基本的には雪が降らなくても待機補償をベースに対応できる予算ということで考えておりますので、もう一方で、雪が当然降るシーズンの場合につきましては、やはりその状況というのは当然見込むことは難しいところがありますので、必要最低限の待機補償の部分を見込ませていただくということと、除雪を伴う場合につきましては必要最低限の例年10年程度の平均で見ますと、一斉除雪につきましては5回ないし6回程度というふうなところはある程度判断できますので、それらに必要な予算にて対応させていただいているというふうな考え方でございます。

○棚井裕一委員長 川崎朋巳委員。

○川崎朋巳委員 改めて今、必要最低限の待機補償ということでございましたけれども、令和元年度はそうではなかったのかという話なんです。令和元年度は降らなかったけれども、待機分ということで補正を計上したと。ですので、令和元年度の待機分等を検討した金額が当初程度になるべきではないのかと思うんですけども、改めてその辺の所感といいますか、についてお示しいただければと思えます。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 先ほど申し上げたような予算の考え方につきましては、全く降らない場合につきましては、待機補償の分をまず見込ませていただくということと、そうでないシーズンにつきましては、例年の最低程度の6回程度

の一斉出動を確保できるというふうな予算を確保するという考え方で進めているというところでございます。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。高橋義明委員。

○高橋義明委員 私のほうからは、セーフティネット住宅供給推進事業費のことについて伺いいたします。

この事業は、調査、リフォーム、そして移転というふうな流れかと思いますが、今年の内容をもう少し詳しくお示しいただいて、今年目標というか、何件の移転を見込んでおるのかをまずはお願いします。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 セーフティネット住宅供給事業の関係でございますけれども、これは老朽化した棟の市営住宅の入居者の住み替えの受皿ということでありますけれども、その一つとして民間の空き家、空き室、こういったところを確保するという事業でございますけれども、令和3年度につきましては、2件ほど、2世帯分の供給を進めていきたいということでありまして、それに対する家賃の低廉化ということで、おおむね2戸分で低廉の補助ということで、1か月4万円で12か月2戸ということでありますので、96万円を計上しているというところでございます。

○棚井裕一委員長 高橋義明委員。

○高橋義明委員 それでは、住み替え分の事業ではございますが、常に市民のほうからは新しく市営住宅への入居希望者というのはあるかと思いますが、その状況に対応できるのかどうかということについてもお答え願いたいと思います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 市営住宅の住み替えの取組につきましては、今申し上げておりますセーフティネットを活用した民間の空き室という部分もありますけれども、あとは金生の4階建ての住宅、これは廃止ということではなく継続していく棟、3棟ございますので、ここへの入居、住み替えというふうなところも計画をしております。あわせまして、同じ公営の県営住宅、上山市内4か所ございますけれども、これらの空き室などを踏まえて住み替えの計画を全体的に進めていきたいと考えております。

○棚井裕一委員長 高橋義明委員。

○高橋義明委員 住み替えについての計画は大分説明をいただいているところなのですが、一方、新しく対応できるのかという、住み替えにだけ追われるようなことなのか。あるいは新しい需要には対応できるのか、この心配に対してより詳しくお答えをいただきたいなと思います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 先ほど申し上げた金生の4階建てがございまして、新規の需要、ニーズにつきましては、上層階の3階、4階のほうを開放するといいますか、提供するという考え方で、いわゆる老朽化した棟からの住み替えの部分につきましては、1階、2階の低層階を供給していくというふうな考え方で、ですので新規で入居を希望される方につきましては、金生の4階建て、3階と4階の棟がそれぞれございますので、こちらを進めていければと考えております。

○棚井裕一委員長 高橋義明委員。

○高橋義明委員 やはり3階、4階となりますと、階段の上り下りが大変な市民の中からは諦めているというような声もございまして、今後そういう1階、2階希望者にも対応できるよ

うなことを考えていかななくてはなと思っているところでありますので、よろしく引き続き御検討をお願いしたいと思います。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 都市計画事業費です。一般質問でも申し上げたんですが、そのときにちょっと言い忘れたことがありましたので、これはぜひ副市長にお伺いをしたいと思います。駅東あるいは駅西、今回新聞には駅東の住宅開発について記事がございました。この開発手法について、エリアマネジメントというやり方がいいのではないかと私が思っていて聞かなかったんですけれども、国交省では運営の推進マニュアルを策定しておりましたね、エリアマネジメントの。ということで、この案件は副市長が中心になってやられるのかなと思ったところですが、庁内の推進体制についてどのようにお考えでございますか。

○棚井裕一委員長 副市長。

○山本幸靖副市長 現在、次年度の庁内のその構想を今後コミットしていきますけれども、どういった体制にするのかも含めまして今内部で調整をしているところでございます。先ほど委員の御質問にありましており、エリアマネジメントの手法というのは大変有効でございまして、地域住民、それから民間事業者、我々行政がタッグを組んで一緒になって主体的に取り組んでいくという形を取れば最善かなとは考えておりますので、そういった方向も含めまして内部でこれから調整をしてまいりたいと考えてございます。

○棚井裕一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 これについては、庁内でそのチームをつくらないと対応がなかなか難しいか

など。従来の仕事もしながらでは大変だと思いますので、その辺についてはまだ発表というか、細かく言えないとすればあれですけども、言える範囲でお願いします。

○棚井裕一委員長 副市長。

○山本幸靖副市長 今、次年度の庁内の組織体制について調整をしているところでございますけれども、現時点の予定では建設課内にエリアマネジメント推進室を創設しまして、私が推進室長を兼務しまして進めていく予定ではございます。ただ、推進室だけでやっていくわけではなくて、市政戦略課、それから庁内関係各課が幾つかございますので、そういったところと調整を図りながら進めてまいりたいと考えてございます。

○棚井裕一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 先ほど、同僚の高橋義明委員からもございましたけれども、セーフティネットですが、今回2世帯で、来年以降どの辺まで拡大をしていくのか、その見通しについて伺います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 セーフティネットの取り組む期間でございますが、現時点では10年かけて、毎年民間の部分につきましては2戸ずつということで捉えております。また、そのほかの先ほど申し上げました4階建ての部分、それから県営住宅、こういったところも合わせますと、1年間で5戸程度進められればなというふうに考えております。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。中川とみ子委員。

○中川とみ子委員 8款5項2目の住宅支援費の中でお伺いいたします。

住宅リフォーム支援事業費というものがあり

まして、この支援を受けようとしたときに、見積りを出して申請が通って利用されるんですが、支払いについては、工事が終わった時点で利用者が立替えをするという形を取られていると思いますが、助成金の支払いはどのように進めているのか伺いたいと思います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 リフォーム関係の部分につきましては、工事を完了していただいて、完了の届出をいただいた後に支援の部分を支払いさせていたいただいているというところでございます。

○棚井裕一委員長 中川とみ子委員。

○中川とみ子委員 ですと、利用者が全額払って、後に補助金を利用者に支払ってくださるというやり方でしょうか。助成金を業者に市のほうで払ってくださるという形を取ってくださっているのかどうか伺います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 申請につきましては、個人で家主といいますか、個人で申請いただきますので、したがいまして、支払い等につきましても個人に対して支払いをさせていただくというところでもあります。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。長澤長右衛門委員。

○長澤長右衛門委員 蔵王川の河川整備、大分進んでおりまして、本当にありがたく思っているところでございます。それで、蔵王川にかかっている開拓橋、これも県の事業で3年前ぐらいでもう完成しているわけですが、それに市道とつながる取付け道路が一向に進まないという状況にあるんですよ。それはどういうことなのかちょっと御説明をいただきたいと思います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 御質問のとおり県で進めていただいておりますけれども、どうしても用地の関係ということで、ちょうど左岸側ですかね、集落の反対側の部分でいろいろ岩盤浴ですか、そういった施設のあった周辺ですけれども、その用地関係ということで用地交渉する相手がなかなか定まらないというふうなことを伺っております。事業が止まっているということではございませんで、県の用地担当のほうで少しずつ着実に進めていただいているというふうに伺っておりますので、機会を捉えて情報を我々のほうでもしっかり受け止めて、地元の皆さんに提供していければなと思っております。

○棚井裕一委員長 長澤長右衛門委員。

○長澤長右衛門委員 その橋は、永野生居線とエコーラインがつながる観光にも重要な道路なわけでございますので、なるべく早くやっぱり解消していただいて工事を進めていただきたいと要望しておきます。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。大沢芳朋委員。

○大沢芳朋委員 地域のみちづくりサポート事業費ということで、例年といいますか、私が議員をさせていただいてからずっと予算は600万円ということで、今回800万円ということで200万円アップしていただいたということで、大変うれしく思っているところですが、遡ってみますと、前議員の堀江和男氏が一生懸命これを増やせということで、その後、その意志を継いで私も増やせ増やせということでお願いしていたところですが、今回200万円アップしたということで、以前ですと3年までの企画だというようなこともございました。そういったことも加味して、要するに

4年、5年とできますよというようなその要綱等を変えてのこの増額なのか、あくまでもただ単に要望がかなり多くなったからということなのかということでお示し願いたいというように思います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 金額の増、200万円ほど増らせていただいておりますけれども、ニーズ、要望が多いことは事実でありますけれども、いわゆるこれは材料費とそれから機械の借り上げ料というふうな2つの内容になっておまして、それぞれいわゆる材料費、それから労務単価、こういったところの上昇を踏まえた増額の計上というふうに考えておるところでございます。

○棚井裕一委員長 大沢芳朋委員。

○大沢芳朋委員 件数的にはそうでもないというふうに捉えますけれども、以前ですと、市長のほうからの答弁なんか、私が質問しますと、来年はうちの地域かなとか、そういった待ち望んでいる気持ちがあるというような答弁もいただいたときがありますけれども、現在、地域コミュニケーションといいますか、希薄化するこういった地域の状況で、こういった事業というのは本当に重要な事業だというふうに私は思います。できる限り予算を増やしていただいて、今後とも地域の活性化につなげていただければ大変ありがたいなというように思います。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

この際、10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 開議

○棚井裕一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9款消防費について当局の説明を求めます。財政課長。

〔平吹義浩財政課長 登壇〕

○平吹義浩財政課長 それでは、9款消防費について御説明を申し上げます。

107、108ページをお開きください。

1項消防費であります。1目常備消防費は3億6,620万3,000円で、前年度対比108万9,000円の減であります。

消防総務費では、消防庁舎の維持管理経費、燃料費や通信回線利用料、県消防学校研修負担金などを措置し、防災等活動費では、県防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金などを措置するものであります。

救急業務費では、県消防学校での救急隊員の研修、救命士継続教育、病院での実習、医薬材料費ほか、救急業務に要する経費を措置するほか、職員人件費であります。

2目非常備消防費は4,533万6,000円で、前年度対比72万3,000円の減であります。

消防団運営費では、消防団員の報酬や出動手当、消防団車両や施設の維持管理経費、県消防補償等組合負担金などを措置するものであります。

3目消防施設費は1億938万8,000円で、前年度対比5,492万円の減であります。耐震性貯水槽新設工事の減などによるものであります。

消防施設維持保全費では、指令センターシステム、消防救急デジタル無線等の保守、機器の点検修理に係る経費や消火栓維持管理負担金などを措置し、次のページ、109、110ペー

ジをお開きください。市単独消防施設整備事業費では、消防庁舎のアスベスト除去工事（２期工事分）、災害対応広報車の更新、消防団関係では、三上の小型動力ポンプ付積載車の更新、防火水槽有蓋化工事２基、消火栓設置に係る負担金などのほか、新規に「ライブ１１９」による指令センターと災害通報者の間でのビデオ通話を実施する経費を措置するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○棚井裕一委員長 これより質疑、発言を許します。石山正明委員。

○石山正明委員 消防総務費の中でお伺いしますが、実は近年の火災を見てみますと、高齢者が亡くなるというような状況が続いております。本市においてもあったわけでございますけれども、この防火に対する啓蒙といいますか、あるいは高齢者世帯を抱えている家庭への防火体制といいますか、その辺の啓蒙体制についてどのような体制を取っておられているのかをお聞きいたします。

○棚井裕一委員長 消防長。

○佐藤浩章消防長 一般的に火災予防に関しましては、市報並びにリーフレット、もしくはホームページにおいて広報することは当然ですが、まずは巡回をもって市内の広報活動を行うということが一番効果があると私としては考えております。また、住宅火災警報器の設置について、これまでも強く設置について広報してまいりましたが、１００％とももちろん目指すところは高い数値であります。まだまだ至っておりませんので、そのところを中心にしながら、住警器の設置についてももう設置してから１０年以上たっておりますので、その点検についても行うように指導してまいりたいと考えております。

○棚井裕一委員長 石山正明委員。

○石山正明委員 今、家庭の火災報知器というようにお話がございましたけれども、まだ全家庭にということではないということで、今後努力するということですが、火災報知器の音量というのは、あれは規定があるのかどうかちょっとお伺いします。

○棚井裕一委員長 消防長。

○佐藤浩章消防長 音量については定音、要するに決まった音でございます。

○棚井裕一委員長 石山正明委員。

○石山正明委員 設置場所については、今消防署のほうでこの場所、この場所という形で、ある程度場所については指定をしていらっしゃると思うんですが、私も実際、私の自宅の中で火災報知器が鳴ったという経緯がございます。ただ、一部屋二部屋置くと音量が小さいので、なかなか火災というような情報が入ってこないということがあります。ですから、今後、設置等についても、今までの指定した場所以外にも、やはり居間においても例えば聞こえやすいような場所とか、寝室においても分かるような場所とか、そういうところで設置する場所についても今後十分検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。これは要望でございます。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。佐藤光義委員。

○佐藤光義委員 市単独消防施設整備事業についてお伺いします。

以前、私、防火水槽の有蓋化について質問させていただきました。それからは順調に進んでいるというふうに捉えておりますが、現在の残っている無蓋防火水槽の個数と今後の令和３年、令和４年度以降のスケジュール、いつまでに完

成するのかということをお示してください。

○棚井裕一委員長 消防長。

○佐藤浩章消防長 現在、市内には防火水槽425基ありますが、うち有蓋については223基、残りの202基が無蓋防火水槽であります。これは令和3年3月31日現在として計算しております。率にしましては、47.5%が無蓋防火水槽ですが、平成28年度、平成29年度程度から計算いたしますと、以前は半分に満たない、50%に満たない有蓋防火水槽だったんですけれども、無蓋防火水槽は確実に、一歩ずつですけれども50%を切っているという現状でございます。

将来でございますが、現在、防火水槽につきましては調査を行っております。昨年も、年度末だったと思いますけれども、令和2年度は調査を行っていききたいということで申し上げたところでございますが、実は新型コロナウイルスの感染対策で、また救急隊員の確保等々の問題で、事実上、調査が全部終わっていないというのが実情であります。また、起債関係に関しましても、有利な起債と言われました緊防債に関しましては令和2年度までということで、現在はこれからも続ける、継続するということはアナウンスされているところでございますけれども、確かに計画するのは非常に難しい段階にあります。

なぜならば、無蓋防火水槽に関しましては、当然ながら危険なところもあります。また、腐敗が進んでいるところがありますし、泥の堆積も多いところもありますけれども、逆に水量、要するに流水がある無蓋防火水槽に関しましては、火災時給水しても水が絶えないという利点も今回見えております。そのことから、全体的にいろいろな理由で考慮いたしますと、どこを優先

するかというのは非常に難しいのが実情でありまして、この調査を継続しながら、今後どこを耐震性にするのか、有蓋化するのほどこなのかということ適切に判断し、今後の計画並びに工事のほうに進んでいきたいなど消防では考えております。

○棚井裕一委員長 佐藤光義委員。

○佐藤光義委員 今後、また引き続き調査をしていただきまして、また地権者とも十分に話ししてもらって、有蓋化するのか、それとも解体するのか、またそのまま残すのかということのをしつかりと管理して、適正な処置を取ってほしいと思います。よろしくをお願いします。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。谷江正照委員。

○谷江正照委員 新規の導入がなされますライブ119についてお伺いいたします。

私も、以前こういったスマートフォンのカメラや位置情報を活用した通報システムの有効性に関しましては、一般質問等を通じて御提案したところがあります。非常にいいものだと思います。このライブ119でありますけれども、この部分に関して、例えば救急の現場とか災害の現場等でも活用ができるのかどうか、お示しいただきたいと思います。

○棚井裕一委員長 消防長。

○佐藤浩章消防長 もともとライブ119に関しましては、救急の心肺蘇生に陥った方、またはショックに陥った方について119番通報があった場合には、口頭指導で心肺蘇生を行っている現状ですが、やはり見えないところがありまして限界があります。それを何とか解消できないかということで研究した結果、このようなシステムがあるということをこちらで調べまして、そういう経過から、救急で電話をいただい

て、その場所が確定したらば、違う別のパソコンのシステムなんです、そこでその電話番号にショートメッセージを送って、相手方がタップすれば動画配信ができるというようなことから出発したところでございます。

委員がおっしゃいました救急はもちろんですけども、救助または災害現場、特に昨年は水害の災害もありましたけれども、そういった場所の現場を見える化するというのが最大の目的でありまして、当然ながらそれについては応用できると考えております。

また、このシステムに関しましては、一方的にこちらから言葉でのやり取りもできますが、文字のやり取りも可能でありまして、セキュリティー的には動画は、相手方は要するに一般市民の方は保存はされません。保存はできない状態ですが、消防側では動画は保存できるというシステムでございます。

○**棚井裕一委員長** 谷江正照委員。

○**谷江正照委員** 大変すばらしいものが始まるなというふうに思います。この運用に関しまして、やはり現場で働く消防団員とか、あと自主防災の方などにもしっかりとぜひ啓蒙活動を進めていただきたいということですね。あと、やはりせんだつての洪水のような大規模災害の場合ですと、情報が集まり過ぎるといいますか、集中します。その部分に関しまして、しっかりとサーバー管理などをしていただくことを御要望として、質問を終わります。

○**棚井裕一委員長** ほかに質疑はありませんか。川崎朋巳委員。

○**川崎朋巳委員** 先ほど、佐藤委員とのやり取りでございましたけれども、まず無蓋防火水槽の解体工事、あと無蓋防火水槽の有蓋化という部分におかれては、年次的に引き続き進めてい

っていただいていると思います。特にこの問題については、消防団員数の減少というのもその根底にあるような問題なのかなと思います。

そこでお尋ねしたいんですけども、消防長、率先して消防団の再編であるとか、消防団の今後の在り方というふうな部分について取組を進めてきていただいたところでございますけれども、今後の本市消防団の在り方、あと加えまして、消防団の成り手減少の一因として、要因の一つとして、ほかの自治体との話になっております、その消防団員報酬の分団ごとの対応といえますか、そのような問題も消防団員数の減少というか、成り手不足の一因なのかなと考えております。

以上、2点につきまして、現状の消防長のお考えをお示しいただければと思います。

○**棚井裕一委員長** 消防長。

○**佐藤浩章消防長** 消防団員数の減少についてでございますが、まず在り方でございますが、委員御存じのとおり、まず若者の減少があるということと、地区によってはもう高齢化が進んでおる現象、また就業の形態、仕事の形態がかつてとは全く違って来たということで、そういったことがあり、それに加え、消防団の事業の在り方についても現在課題があります。

具体的に申し上げますと、例えば春の演習の内容とか、また消防の操法の大会とか、そういったものに関しましては、団員の方が夜間長期間にわたり訓練しなければならない、非常に負担が多いことでございます。そのことに関しまして、消防団とも団長ともお話を進めてまいりまして、現在そういうものの改善に向けた努力をしている現状でございます、何らかの形で改善されると思います。

また、報酬の支出でございますが、これまで

受領書を頂いた形で行われていますが、今後は個人口座のほうに入金になるというような計画でおります。

次に、原因でございますが、先ほど申しましたような内容で原因がありますので、それを改善するということを目指しております。

○棚井裕一委員長 川崎朋巳委員。

○川崎朋巳委員 まず、市民の安心安全を守るためということで、消防及び消防団のほうには引き続き取り組んでいただいております。例えば消防長においては、出動手当の改善であったり、先ほど申し上げた防火水槽への対応であったり、消防団の団員数の減少を食い止める、消防団員が入団に当たってというような取組を継続的に行っていただいていたというふうに思います。引き続き、また本市消防にとって意義のある御提言、御提案をしていただきまして、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

次に、10款教育費について当局の説明を求めます。財政課長。

〔平吹義浩財政課長 登壇〕

○平吹義浩財政課長 それでは、10款教育費について御説明申し上げます。

109、110ページをお開き願います。

最初に、1項教育総務費であります。1目教育委員会費は1億2,826万3,000円で、前年度対比142万4,000円の減であります。

委員会運営費では、教育委員の報酬など教育委員会の運営、奨学金貸付基金利子分の基金繰出金を措置するほか、教育長給与等及び職員人件費であります。

2目教育指導費は6,958万9,000円で、前年度対比795万9,000円の増であります。教育支援充実事業費の増などによるものであります。

教育指導費では、ICT化に伴う教師用教科書、指導書の整備に要する経費、中学校体育大会等生徒派遣などへの補助金、各種負担金を措置し、魅力ある学校づくり推進事業費では、特色ある学校づくりを進めるための補助金、標準学力検査、知能検査、教育心理検査QU委託料などを措置するほか、小中学校演劇等公演委託料の所管を生涯学習課から学校教育課に移管し、こちらに措置いたしました。

次のページ、111、112ページをお開きください。

教職員研修費では、指導力向上のため各種講座や研修会の実施に係る経費、QU調査結果の活用に必要な経費を措置し、教育支援充実事業費では、別室登校学習指導員、学校生活指導員、学校教育支援員、中学校部活動指導員の人件費、外国籍の児童生徒への日本語習得を支援する支援者報償金などの経費のほか、ICT活用支援業務委託料を拡充するものであります。

英語教育推進事業費では、小中学校の英語教育の充実を図るため、外国語指導助手ALTの配置に必要な経費を措置するものであります。

地域ぐるみの学校安全体制整備事業費では、地域学校安全指導員の配置などに必要な経費を措置するものであります。

また、新たに新型コロナウイルス感染症対策費（感染防止対策）では、消毒用アルコール等の経費を措置するものであります。

3目教育研究費は383万5,000円で、前年度対比4万7,000円の減であります。

教育研究所運営費では、教育研究会事業への

補助金などを措置し、理科教育センター運営費では、理科生活科作品展の開催などに要する経費を措置し、次のページ、113、114ページをお開き願います。教育相談所運営費では、教育相談員の人件費、就学入級判定などに要する経費を措置するものであります。

4目就園就学奨励費は96万3,000円で、前年度対比1万5,000円の増であります。

就学时健康診断費では、就学予定児童の健康診断に要する経費を措置し、私立高等学校就学奨励補助費では、私立高等学校に在学する生徒を持つ市民税非課税等世帯の保護者に対する補助金を措置するものであります。

次に、2項小学校費であります。1目学校管理費は1億6,398万6,000円で、前年度対比1,050万円の増であります。小学校整備事業費の増などによるものであります。

小学校管理費では、各小学校の光熱水費、施設維持管理業務委託料、学校図書館司書等の人件費のほか、西郷第一小学校閉校に係る経費等を措置するものであります。

小学校保健対策費では、学校医等の報酬や健康診断などに要する経費を措置し、小学校整備事業費では、次のページ、115、116ページをお開き願います。中川小学校校舎屋根塗装工事の工事請負費等を措置するほか、職員人件費であります。

2目教育振興費は8,270万4,000円で、前年度対比2,348万5,000円の増であります。教育機器整備事業費の増及びスクールバス購入などによるものであります。

教育振興費では、消耗品、図書、備品等の購入費などを措置し、学校教育振興費では、山元地区、みはらしの丘地域の児童を対象とする山形市への教育事務委託料、義務教育教材等の経

費、日本スポーツ振興センターなどへの負担金を措置し、小学校就学奨励費では、遠距離通学費補助金、要保護及び準要保護児童就学援助費、特別支援教育就学奨励費を措置し、教育機器整備事業費では、学習用サーバー、校務支援システム、校務用パソコンの賃借料、また、新たに家庭にネット環境がない児童に貸し出すモバイルWi-Fiルータの経費と電子黒板配置の拡充に要する経費などを措置し、スクールバス運行事業費では、南小学校学区のスクールバス2台、宮川小学校学区のスクールバス3台、中川小学校・北中学校学区の1台の計6台の運行経費のほか、新たに南小学校学区の1台を更新する経費を措置するものであります。

次に、3項中学校費であります。1目学校管理費は1億1,454万1,000円で、前年度対比2,925万2,000円の増であります。中学校整備事業費の増などによるものであります。

中学校管理費では、各中学校の光熱水費、施設維持管理業務委託等の経費のほか、学校図書館司書の人件費などを措置し、次のページ、117、118ページをお開きください。

中学校保健対策費では、学校医等の報酬や健康診断などに要する経費を措置し、中学校整備事業費では、南中学校屋内運動場LED化工事、宮川中学校玄関改修工事の工事請負費等を措置し、そのほか職員人件費であります。

2目教育振興費は3,273万2,000円で、前年度対比1,045万円の増であります。中学校就学奨励費と教育機器整備事業費の増などによるものであります。

教育振興費では、授業に必要な消耗品、図書、備品の購入費などを措置し、学校教育振興費では、山形第九中学校へ通学する生徒の教育事務

委託料、義務教育教材等の経費を措置し、中学校就学奨励費では、遠距離通学費補助金、要保護及び準要保護生徒就学援助費、特別支援教育就学奨励費、被災生徒就学援助費を措置し、教育機器整備事業費では、学習用サーバー、校務支援システム、校務用パソコンの賃借料、また、新たに家庭にネット環境がない生徒に貸し出すモバイルWi-Fiルータの経費と電子黒板配置の拡充に要する経費などを措置するものであります。

次に、4項学校給食費であります。1目学校給食費は3億2,370万8,000円で、前年度対比810万2,000円の増であります。

給食センター管理費では、PFI方式で建設した学校給食センターの建物等購入費や施設管理業務委託料、食物アレルギー除去食の提供を含む調理等業務の民間委託に要する経費、賄い材料費を、また、新たに広域炊飯施設建設に係る負担金を措置し、次のページ、119、120ページをお開きください。そのほか職員人件費であります。

次に、5項社会教育費であります。1目社会教育総務費は7,977万7,000円で、前年度対比231万9,000円の増であります。

社会教育総務費では、社会教育委員、社会教育指導員の報酬などを措置し、生涯学習推進事業費では、ゆうがく塾開催に係る補助金、事務経費を措置し、また、新たに紫苑庭運営委員会活動補助金を措置するものであります。そのほか職員人件費であります。

2目公民館費は1億1,953万4,000円で、前年度対比1億2,896万9,000円の減であります。南部地区公民館耐震化に

要する経費の皆減などによるものであります。

公民館管理費では、光熱水費、各種委託料など地区公民館の施設の維持管理等に要する経費を措置し、次のページ、121、122ページをお開き願います。公民館運営費では、本庁地区の3地区公民館について、事務長及び地域活動推進員等の報酬、地域活動交付金など公民館活動に要する経費を措置し、支所・出張所地区の7地区公民館については、指定管理料を措置するものであります。

公民館整備事業費では、本庄地区公民館下水道切替え工事費、山元地区公民館特別教室棟解体工事費を措置するものであります。

3目青少年女性費は1,438万3,000円で、前年度対比189万円の増であります。

青少年費では、青少年育成推進員報酬、ジュニアリーダーあすなろに係る経費、ミニバスケットボール大会などの開催経費などを措置するものであります。従前より実施していた「わんぱく交歓研修会」については、海の子山の子交歓会事業に継承することにしました。

成人式事業費では、成人式開催に要する経費を措置し、放課後子ども教室推進事業費では、かみのやま寺子屋、けやきっずのほか、東、中川、中山の各地区公民館が主体となり開催する放課後子ども教室の運営経費や放課後子ども教室コーディネーター報酬、教育活動推進員報償費などを措置するものであります。

海の子山の子交歓会事業費では、次のページ、123、124ページをお開き願います。名取市との交流事業を再開することにより、バス借上げ料や施設使用料等を措置するものであります。

4目文化芸術費は2,197万5,000円で、前年度対比488万4,000円の減であ

りますが、小中学校演劇等公演委託料の所管替えによるものであります。

文化財等保護管理費では、文化財専門員の報酬、文化財の保護管理に要する経費などを措置し、文化芸術振興事業費では、総合文化祭開催負担金などのほか各種イベント、関係団体への負担金補助などを措置するものであります。

ふるさと文化振興事業費では、文化財の保存会や文化団体等への支援に要する経費を措置し、武家屋敷保存活用事業費では、武家屋敷の管理をシルバー人材センターへの委託に変更し、委託料のほか武家屋敷の維持管理に要する経費を措置し、国史跡羽州街道櫓下宿金山越保存活用整備事業費では、市民の史跡保存活動に要する経費や櫓下宿の景観整備の補助金、櫓下宿庄内屋かやぶき屋根修繕工事費などを措置するものであります。

次のページ、125、126ページをお開きください。

基金積立金では、ふるさと文化基金の利子分を積み立てるものであります。

5目図書館費は6,583万6,000円で、前年度対比397万3,000円の増であります。

図書館管理運営費では、人件費のほか図書館の管理運営、図書購入に要する経費、二日町プラザ管理組合への施設維持管理負担金や上山二日町再開発株式会社への駐車場使用負担金などを措置するものであります。

次に、6項保健体育費であります。1目保健体育総務費は3,733万1,000円で、前年度対比10万1,000円の減であります。

保健体育総務費では、スポーツ推進審議会委員、スポーツ推進委員の報酬、需用費などを措置するほか、職員人件費であります。

2目体育振興費は4,235万8,000円で、前年度対比395万5,000円の減であります。

スポーツ振興事業費では、県スポーツ振興21世紀協会負担金、県縦断駅伝競走大会、市総合体育大会などに係る委託料、県総合スキー大会など各種大会に係る負担金などを措置し、競技スポーツ振興事業費では、競技力向上対策事業委託料を措置するものであります。

生涯スポーツ振興事業費では、次のページ、127、128ページをお開き願います。市民スポーツ教室や家庭ソフトバレーボール大会等の開催委託料のほか、ツール・ド・ラ・フランス大会負担金、市民スポーツ・レクリエーション祭、レクリエーション協会への補助金などを措置し、スポーツ団体等育成費では、スポーツ協会、スポーツ推進委員協議会、スポーツ少年団への補助金を措置するものであります。

東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業費では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会ホストタウンとして、国際交流員(CIR)の人件費、東京2020事前キャンプ受入実行委員会負担金などを計上し、ポーランド共和国陸上競技選手団の事前合宿受入れに必要な経費を措置するものであります。

3目体育施設費は1億8,319万2,000円で、前年度対比467万5,000円の増であります。

体育施設等管理運営費では、体育文化センター等各体育施設の指定管理料や維持管理に係る委託料等を措置し、体育施設等整備事業費では、山元体育館耐震工事、体育文化センターエレベーター更新工事、南部体育館排煙窓更新工事に要する経費などを措置するものであります。

4目蔵王坊平アスリートヴィレッジ費は3,

518万3,000円で、前年度対比232万円の増であります。蔵王坊平アスリートヴィレッジ管理費では、たいらぐら及び猿倉イベントパークの指定管理料、国有林野土地借り上げ料、グリーングラウンドの倉庫購入費などを措置し、蔵王坊平アスリートヴィレッジ振興費では、蔵王坊平アスリートヴィレッジ構想推進協議会負担金と蔵王坊平アスリートヴィレッジ合宿利用者支援事業補助金を措置するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○棚井裕一委員長 10款教育費の質疑の前に、この際、正午にもなりますので、昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から会議を開きます。

午前11時46分 休憩

午後1時00分 開議

○棚井裕一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより10款教育費の質疑に入りますが、質疑は区分して行います。

初めに、1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項学校給食費について質疑、発言を許します。川口豊委員。

○川口 豊委員 113ページからの学校管理費についてお尋ねをいたします。

昨年6月定例会におきまして、一般質問で児童生徒の学校生活内での安全確保のため、防犯カメラの設置が必要であるというふうなお話をさせていただきました。そのときに、学校からの要望、あるいは必要に応じて検討するというふうな御回答をいただいておりますが、令和3年度の予算でその防犯カメラを設置する御予定

があるかどうかをお伺いします。

○棚井裕一委員長 管理課長。

○土屋光博管理課長 防犯カメラという項目での予算立てはしておりませんが、施設整備事業費の中で各学校の、また令和3年度も施設ヒアリングを行いながら、優先順位をつけながら整備については検討してまいりたいと考えているところでございます。

○棚井裕一委員長 川口豊委員。

○川口 豊委員 聞くところによりますと、本年度内で南小学校に不審者の侵入があったと、不法侵入事件というふうな事案があったと聞いております。当該校の先生からは、早急な防犯カメラの設置をとというふうな話を聞いておりますが、そちらのほうの要望は教育委員会には届いておりますでしょうか。

○棚井裕一委員長 管理課長。

○土屋光博管理課長 そういう事案があったことは聞いておりますけれども、直接防犯カメラについて再び改めて設置という要望は来ておりませんが、ヒアリングの中でもお聞きしている内容でございましたので、令和3年度において検討してまいりたいということでございました。

○棚井裕一委員長 川口豊委員。

○川口 豊委員 ぜひお願いしたいと思います。私は質問のときに、教育長から上山の小学校は特徴がありまして、どこからでも入る気になれば入れるというふうな話がありましたけれども、やはり何か事件があつてからでは、例えば何か事件があつたとすると、防犯カメラの設置もなかったというふうなことが報道される可能性も私はあると思います。やはりどこからでも入れるのは入れるんでしょうけれども、やはり入り口付近とかについては防犯カメラの設置は私は必要だなというふうに思っています。

隣の山形市の状況を見ますと、各学校は必ずお伺いすると施錠しております。インターホンで職員室に鳴らして、そこからどういう用件で学校に来たかということ聞かれてでないと中に入れられないという状況になっておりますが、上山の学校はいつでも真っすぐ職員室に行けるといふうなことで、訪問するほうから見ると非常に便利なんですけれども、やはりセキュリティーという面から見ると、そこまで徹底しておかないとまずいのではないのかなという感じがありますので、インターホンの設置並びに防犯カメラの設置については急いで対応していただきたいということを要望して終わります。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。守岡等委員。

○守岡 等委員 117ページ、118ページの学校給食費についてお尋ねします。

学校給食というのは教育活動の重要な一環でありまして、生産者への感謝だとか、あるいは生命の尊厳、あるいは食事を通したコミュニケーション能力の培いとか、非常に一般的な教科では得ることのできない貴重な教育の場だと考えています。日本国憲法では、義務教育の無償化というのをうたっているわけですが、この視点から当然学校給食も教育の一環でありますから、無償化すべきではないかと考えていますけれども、教育長は学校給食の教育的意義についてどうお考えか。あるいは、この学校給食の無償化についてどのように考えていらっしゃるんですか。

○棚井裕一委員長 教育長。

○古山茂満教育長 学校給食については、委員おっしゃるように、憲法でも、それから食育ということも含めて、学習指導要領、それから学校給食法というのがありますけれども、それに

のっって上山市ではやっているわけですが、委員がおっしゃるように給食については物すごく大事な教育活動の一環だと捉えています。

○棚井裕一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 それで、近年はいわゆる子育て支援の観点から学校給食の無償化に取り組む自治体が増えていまして、今県内7市6町村で無償化が実施されているそうです。最近の報道で寒河江市も、寒河江市はもともと昔は給食は家庭の弁当で補うべきだという考えの下、学校給食がしばらくなかったところですが、住民の強い要望で学校給食が行われるようになって、その後すぐにこの部分的な無償化に踏み込んで、そして来年度からは小中学校の完全無償化、それと保育施設や幼稚園での副食費も無料にするということで、非常に県内でも今トップクラスを行っているところですが、私はこのほかの市町村がどうこうということにとらわれずに、本市のそういう教育理念を堂々と掲げて政策を打ち出していくのは結構だと思いますけれども、ただ、今この人口減少という中で、移住定住を考えた場合に、やはり子どもの医療費の無料化だとか、学校給食の無償化といったものが住民の方が移住先を選ぶのに大きなやっぱり基準になっているということなんですね。そうしたことから、既にやっぱり本市も標準的なところにやっぱり位置しておくべきではないかなと考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○棚井裕一委員長 教育長。

○古山茂満教育長 先ほど申し上げましたように、本市では学校給食法に基づいてやっているわけですが、これは各自治体、寒河江市のことも我々は分かっております。やっぱりこれは自治体の実情によりますので、実情という

のは人、物、金、情報、そういうことを含めてやっているんですが、その標準という基準がちょっと分からないということです。標準とは何かというふうなことが分からないので、今のところ上山市としては学校給食法に基づいてというふうなこと、重要な教育活動であるが、学校教育法に基づいてというふうに捉えております。

○棚井裕一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 やはり、何らかの無償化ということで、7市6町村ということで、まず半分近い市町村がこの無償化に踏み込んでいるということで、その辺を標準にやっぱり考えていくべきではないかなと思っております。

あと、もう一つ学校給食に関して、給食センター管理費のところですけども、広域炊飯施設建設に係る負担金として94万円弱計上されていますけれども、この広域炊飯施設の建設費用、これはお隣の山形市の予算で11億円計上されていて、この建設費のほとんどは山形市が負担するというこういう理解でよろしいでしょうか。

○棚井裕一委員長 管理課長。

○土屋光博管理課長 建設費の負担の詳細はこれから8市町で検討してまいりますけれども、考え方としましては、前年度の事業費につきまして、その前年度の食数で案分して負担するという考えでございます。令和3年度こちらの予算につきましては、食数で案分して、上山市は約8.63%分を負担すると。これについては、設計費の委託費用になっておりますけれども、考え方としてはそういう考え方でございます。

○棚井裕一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 建設費は山形市が11億円ということで、本市の場合は九十数万円負担をするという、こういう考えでいいんですね。

○棚井裕一委員長 管理課長。

○土屋光博管理課長 建設費も含めてその割合でそれぞれ8市町が負担していくということでございます。

○棚井裕一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 要するに、この94万円という負担金が今後推移するのかどうかということで、著しく上がるようなそういうことはまずないと考えてよろしいわけですね。

○棚井裕一委員長 管理課長。

○土屋光博管理課長 94万円はあくまで令和2年度実施の建設に係る設計費分の本市負担分ということになります。今後、建設事業の負担が明確になりまして、その後令和4年度以降から建設に係る負担も出てくるという状況でございまして、その詳細についてはまだ示されていない状況でございます。

○棚井裕一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 そうすると、山形市で来年度11億円負担するというので、その分もひょっとしたらほかの市町村に回ってくるという、そういう可能性があるということですか。

○棚井裕一委員長 管理課長。

○土屋光博管理課長 建設に関わる部分についてもそれぞれ負担していくということでございますので、当然それぞれの市町の食数分に応じた負担が出てくるということでございます。

○棚井裕一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 そうすると、11億円の建設費のこの本市の案分で今後負担が生じると、こういうことですか。

○棚井裕一委員長 管理課長。

○土屋光博管理課長 11億円とこの間出ておりましたけれども、それが全て11億円ということではなく、それぞれ補助とか使った分を除

いたものについて、それぞれ各市町の負担割合に応じて負担していくということでございます。

○**棚井裕一委員長** ほかに質疑はありませんか。谷江正照委員。

○**谷江正照委員** 新たに上山市でタブレット教育がこれから進んでまいります。大変ツールが増えるのはいいことだと考えております。しかしながら、昨今、児童生徒の中では近眼に苦しむ方も増え、ますますこれから近眼の進行が心配される状況も懸念されております。そのような中で、家庭での運用も含め、学校現場での運用も含めてですけれども、児童生徒の近眼対策のようなものがしっかり取られているのかお示しいただきたいと思っております。

○**棚井裕一委員長** 学校教育課長。

○**遠藤 靖学校教育課長** 学校におきましては、もちろんそういった教育とは別に、学校保健のいわゆる保健的な教育というところの中で、近視対策とか、あるいは疾病につながるような予防の対策ということを実施しておりますので、タブレット等の使い方と併せまして、そういった保健対策の中でも十分対応していくというふうに考えているところであります。

○**棚井裕一委員長** 谷江正照委員。

○**谷江正照委員** ぜひ、タブレットのW i - F iでの活用のルールも大変大事ですし、その近眼を増やさないための取組も大事であります。一説によれば、物を見る距離の30センチメートルをしっかりと担保すれば目も悪くなりにくいと。この30センチメートルを超えてからどんどんひどくなると。それで、眼軸が伸びてしまうと元に戻りづらいという状況がありまして、将来の子どもたち大変心配でありますので、しっかりと30センチメートルを守るようなマニュアルなどを御家庭にも配付していただきたい

と思っております。こちらのほうは要望でよろしくお願ひいたします。

○**棚井裕一委員長** ほかに質疑はありませんか。高橋要市委員。

○**高橋要市委員** 教育支援充実事業についてお聞きしたいと思っておりますが、前年から予算も大きく計上されるということですが、共済費が非常に大きくて81万5,000円から383万6,000円ということで、これは人員を増やすというふうな解釈でよろしいのか。まず1点、確認をさせていただきたいと思っております。

○**棚井裕一委員長** 学校教育課長。

○**遠藤 靖学校教育課長** こちらにつきましては、人員を増やすということではございません。いわゆる社会保険への加入ということで今回から進めているところで、そのこの部分に係る予算措置ということでございます。

○**棚井裕一委員長** 高橋要市委員。

○**高橋要市委員** その中で、部活動指導員という制度を今年度から設けておきまして、各中学校1名ずつという配置をするという予定で目標どおり今いっているということでお聞きしておりますけれども、ある程度1年間通じて、その成果というか、そういったものがあれば、どのような違い、効果があったのか、お示しいただきたいと思っております。

○**棚井裕一委員長** 学校教育課長。

○**遠藤 靖学校教育課長** 部活動指導員につきましては、働き方改革の一つの取組ということで、我々も非常に大変有効であったと捉えています。具体的には、やはり会議中の部活動の指導、あるいは土日の大会への引率、そういったところも可能になっているというところから、活用させていただいていると感じております。

ただし、令和2年度につきましてはコロナ禍

ということで、非常に活動そのものが制限された中での活動になっておりました。令和3年度につきましては、そういったところを幅広く各学校でも活用していただいて、その活用方法について3つの中学校で共有していただきながら、先生方の働き方改革につなげていただきたいと考えているところであります。

○棚井裕一委員長 高橋要市委員。

○高橋要市委員 そうですね、働き方改革の一環として、先生方の少しでも負担軽減できればというふうに考えます。その中で、今後またその事例を基にして増やしていくというような方向づけとか、そういったことも必要になってくるかと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

あともう一点なんです、スクールバスの運行事業費についてお聞きしたいと思います。1台更新ということで南小学校学区のスクールバスを新たに購入ということなんですけれども、その更新のタイミングというのはどういった理由になるのか。例えば耐用年数とかもあろうと思いますし、故障して乗れないとか、どういったタイミングで更新されるのか、お示しいただきたいと思っております。

○棚井裕一委員長 学校教育課長。

○遠藤 靖学校教育課長 今回、スクールバスの更新につきましては、南小学校のいわゆる1号車、中山地区の間で走らせていたものでございます。こちらにつきましては、平成16年度登録をしております、現在約17万キロ走行していると。非常に故障が多くなったというところから、やはり児童生徒の安心安全という観点からの買換えということで、新年度になりましたら手続を進めていきたいと考えているところであります。

○棚井裕一委員長 高橋要市委員。

○高橋要市委員 そうですね。やはり安全ということを守るために、車検とかいろんな制度があろうかと思いますが、その実情に合わせて定期的に更新をよろしく願いいたします。

あともう一点なんですけれども、そのスクールバスの運行の基準の中で、1つ目、主に僻地における通学支援という目的と、あともう一つ、今課長がおっしゃいました安全というそういったとても大きな目的があるわけでございます。その安全を守るということにおいては、危険を回避するということですが、例えばどういった危険を想定されているのかお示しいただきたいと思っております。

○棚井裕一委員長 学校教育課長。

○遠藤 靖学校教育課長 危険というものは様々あるのではないかなと捉えています。例えば冬道でありますとか、あとは昨今非常に多くなっている有害鳥獣等、そういった部分も当然出てくると思います。そういった部分を総合的に判断して、必要とあればやはりスクールバスの措置ということも考えていかなければいけないと捉えておりますが、初めにスクールバスありきということではなくて、地域ぐるみの安全体制の確保、そういったものの中でのスクールバスということで対応してまいりたいと考えているところです。

○棚井裕一委員長 高橋要市委員。

○高橋要市委員 安全対策ということで非常に力を入れて、また課長とはここ数か月、1年間ぐらいですかね、様々その安全に関していろいろお話をさせていただいた中で、やはり子どもたちの通学時の安全、しっかり守っていかねばならないという思いというのはしっかり私も受け止めているんですけれども、なかなかス

クールバス、法的な根拠もあって、もともと例えば小学校を中心としては4キロメートルとか、中学校はあそこを中心として6キロメートルとか、法的な根拠などもあるようで、今おっしゃったような御答弁の中にもやはりスクールバスありきではないと。スクールバスをもう簡単に出せるわけではないということは、これまでのやり取りの中でも大変理解をさせていただいております。

先日、私も一般質問の中でその安全対策ということの中で、登下校中の安全を守るという意味ではやはりもともとそういったところからスタートした質問でありましたので、何とかその指標をしっかりと決めていきたいというような提案をなされて、そこまでは至らなかったんですが、ただホームページ等でしっかりとその危険度とかそういった情報発信をして、安全対策、市民には訴えかけていくと。そういった強いお言葉もいただいております。どうかそれに連動した形で、指標に基づくということにまで行かないとしても、そういった注意喚起が行われた段階で、やはり今おっしゃったスクールバスを検討するというような施策を速やかに取れるような形で今後御検討いただければと思います。

○**棚井裕一委員長** ほかに質疑はありませんか。佐藤光義委員。

○**佐藤光義委員** 教育機器整備事業において伺います。

いよいよ1人1台のタブレット配付となりまして、今後さらに充実化が進められると思うんですが、今までグループで活用していたものが1人1台になることによって、これからどういった内容で計画されているのかお示してください。

○**棚井裕一委員長** 学校教育課長。

○**遠藤 靖学校教育課長** 1人1台ということ

になりますけれども、学習活動そのものは大きく変わるということではないというふうには捉えています。例えばグループ学習にしても、一人ひとりが自分の考えを例えばタブレットに書いて持ち寄って、頭を寄せて学習すると、そういった活動も当然出てくると捉えています。また、家庭学習でありますとか、もちろん持ち帰りのルールを決めてそこで対応していくということもありますし、あとは個人の力に応じたドリル学習、そういったものも当然活用できるわけありますので、新たに学習の方法とか、あるいは様式が変わってくるということではなくて、これまでの活動、それをさらに幅を広げるというような形になってくるのかなというふうには捉えているところです。

○**棚井裕一委員長** 佐藤光義委員。

○**佐藤光義委員** 家庭学習のほうにも利活用されるということでありましてけれども、こういった電子化が進んで家庭学習にも使われるということで、今後、宿題とかもそういったタブレットで行われるようなペーパーレス化みたいなことが進んでいくのかどうかもお示ください。

○**棚井裕一委員長** 学校教育課長。

○**遠藤 靖学校教育課長** もちろん、タブレットを使う機会が増えますけれども、やはり自分の手を動かす、あるいは書籍を読む、そういった活動というのは小学校、中学校において大変重要な活動であると認識をしております。全てがタブレットを介してということではなくて、必要に応じてという形になるかと思えます。書く、読む、そういったことが学習の基本であることは変わりないと認識しております。

○**棚井裕一委員長** 佐藤光義委員。

○**佐藤光義委員** 今課長がおっしゃるように、電子化が進んでもしっかりと実際の物、本を持つ

てページを開いて、紙に触れて物を読む、鉛筆を持ったり、ボールペンを持ったりなどしてしっかりと字を書くということは非常に感性を養うのに重要なことだと認識しておりますので、そういったことをこれからもしっかりと充実させていくようよろしくお願いいたします。

○**棚井裕一委員長** ほかに質疑はありませんか。石山正明委員。

○**石山正明委員** 令和2年度については、コロナ禍ということになって、実態調査というのは非常に難しかったのかなと思いますが、令和2年度の不登校の実態と、その実態を調査する上で、来年度はどのような方向で対処していくのかをお聞きいたします。

○**棚井裕一委員長** 学校教育課長。

○**遠藤 靖** 学校教育課長 不登校等につきましては、令和元年度から令和2年度を比較すると増加しているというふうに捉えております。基本的にコロナ禍というところでの部分で生活環境が乱れてしまった、あるいはそういったお子さんが結構増えているというような認識であります。令和3年度につきましては、そういった子どもたちがいるんだということを踏まえた上で、いわゆる担任力、学習指導力、それから生徒指導力、特別支援教育力、その充実に向けていきたいと考えているところでございます。

○**棚井裕一委員長** 石山正明委員。

○**石山正明委員** 令和2年度の事業として、すこやか教室というようなことで、子どもたちの不登校に対して相談に応じているというようなことがございましたが、この辺の利用実績とか実態についてはどのようになっていますでしょうか。

○**棚井裕一委員長** 学校教育課長。

○**遠藤 靖** 学校教育課長 すこやか教室、実際

に利用しているお子さんは現在のところおりません。ただ学校のほうからお話をいただいて、学校を通してそのお子さん、それから保護者の方と面談をして、実際に開設しましょうということになって、その当日を迎えたら当日来られなかったというようなお子さんが結構いらっしゃるというようなところがございます。場所も現在使えないようなところもございますので、勤労青少年ホームのほうに場所を確保していただのですが、その場所ということも、学校に向いてすこやか教室を行うというようなことも考えております。ただ、そこで打合せをしたとしてもなかなか子どもが当日に出席できなかったというような実態でございます。

○**棚井裕一委員長** 石山正明委員。

○**石山正明委員** 今、勤労青少年ホームのほうでというようなお話がございました。それ以前は多分、南部地区公民館の中でしていたと思うんですが、南部地区公民館ですこやか教室をやっていた場合には数多くの相談件数があったと。ただ、やはりコロナ禍ということをもあって、今年度はなかなかいなかったということですが、やはり私も実際、すこやか教室のほうに行かせていただきましたけれども、ちょっとやっぱり環境が非常に悪いですね。どうしても子どもたちを集めて、子どもたちを呼んでというふうな状況ではないので、場所について来年度、南部地区公民館耐震化工事が終わるまででも移動するお考えはあるのかどうか、お聞きいたします。

○**棚井裕一委員長** 学校教育課長。

○**遠藤 靖** 学校教育課長 基本的に、南部地区公民館という場所が中心になってくるかと思いますが、あとは先ほど申し上げたとおり、学校に伺って、直接例えばこちらまで出てくるお子

さんも非常に交通の便が大変だというところがありますので、そのお子さんが通いやすいところ、そういった場所がどういったところがあるかというところを確認しながら、柔軟な対応を行っていきたいと考えているところであります。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。
続いて、5項社会教育費、6項保健体育費について質疑、発言を許します。枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 公民館の運営費について伺います。

今月に入って5日付の文書だったんですけども、福祉バスが2台あったのが1台使わないということで、1台のみ運行という、それで公民館の事業もそれに合わせて対応してくださいというような文書だったんですが、もう既に公民館では新年度事業についてつくられているという中で、困ったなという声を聞いております。これについて、公民館の運営、特に高齢者教室などでは福祉バス2台を使って出かけたりしていたことが多かったそうですが、これが1台となると非常に支障を来すということで、これに対する対応について、まず1点目伺います。

それから、二日町プラザの中にありますジュニアリーダーあすなろの部屋ですが、今度、会議室のほうに移動するというような話を聞いていたわけではありますが、その予算というのはどこから、金額的にどの程度支出されるのか、予算書にあれば伺います。

3点目ではありますが、村尾旅館について、新年度についてはそのフォローアップというか、予算が盛られているのかいないのか。現状、まずそこまで伺います。

○棚井裕一委員長 生涯学習課長。

○大澤泰雄生涯学習課長 まず、福祉バスでございますけれども、公民館事業につきましては、公民館活動交付金ということで各公民館独自に定めている、事業を組んでいるものであります。1台になるということで乗れないところ、委員おっしゃったとおり、高齢者教室などたくさんの事業をやっているわけですが、それに対応したような事業に変えていただくしかないのかなというふうに考えているところであります。

2点目のあすなろにつきましては、移転は私も職員とあすなろの会員のほうで対応いたしますので、予算のほうは盛り込んでおりません。

3点目の村尾なんですけれども、令和3年度につきましては予算は特に設けておりませんで、令和2年度調査を行って、その結果に基づいて市の対応をこれから決めていくという部分ですので、令和3年度では盛り込んでいない状況であります。

○棚井裕一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 そうしますと、公民館のほうでこれから事業を組替えしたり、縮小したりということの対応が迫られるかと思いますが、ほかにスクールバスを運用するというようなことなどは無理なんでしょうかね。無理とは思いますが、一応念のため伺っておきます。

それから、あすなろはそうすると、部屋自体を常に、以前青少年ホームがあったように、あるいは今現状のように、たまり場として使えるというものではないということになりますでしょうか。

○棚井裕一委員長 生涯学習課長。

○大澤泰雄生涯学習課長 まず、スクールバスのほうは、今回廃止するスクールバスについては多分物すごく古くて危険性もあると、先ほど

回答したとおりでありますので、こちらの福祉バスに使うことは無理なのではないかと考えております。

あすなろにつきましては、大会議室を借りることになっているんですけれども、日中、平日、基本的には優先的にあすなろに貸していただけたらというふうに約束をいただいているところがございます。

○棚井裕一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 伺いますが、村尾については、予算がないのでここで突っ込んだお話もできないと思いますが、市として残しておくべきものなのか、あるいは残す必要がないのかという大きな私は岐路に立っているのかなと理解しております。そして、今私の知り合いの職人の方なども入っていたりしておるわけですが、現状、どこまでどういうふうに仕事が、調査結果がまとめられようとしているのか、お伺いをしたいと思います。

○棚井裕一委員長 生涯学習課長。

○大澤泰雄生涯学習課長 まず、村尾の調査に関しましては、活用方法があるのかとか、あと市民アンケート等をまとめまして、上山市として関わっていくべきかどうかという判断をするための材料でございます。市で買い取って市が活用していくという部分の考えは持っておりませんので、基本的には現在民間の持ち物ですので、民間のほうでのやり取り等が基本だというふうに考えておるところです。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。谷江正照委員。

○谷江正照委員 124ページの武家屋敷の部分でお聞きいたします。

このたび、シルバー人材センターへの委託に切り替わるということではありますが、まずなぜ

そういったふうになるかということをも1点。

次に、こういった施設で一生懸命接遇をしているわけですが、文化的背景や歴史的な意義などをしっかりと説明するためには、きちっとしたマニュアルを用意した上でシルバー人材センターをお願いするなどの対応が必要かと思いますが、そういったきちっとした文化的背景や歴史的意義を伝えるようなもののマニュアルをつくって対応するのかということ。

あともう一点は、多言語化に対してどのように対応がこれから進むのか。シルバー人材センターへの委託に関しましてお聞きしたいと思います。

○棚井裕一委員長 生涯学習課長。

○大澤泰雄生涯学習課長 まず、今回委託になった経緯でございますけれども、現在、今まで1の方が基本で、休みの日にシルバー人材センターのほうをお願いしていたという部分があります。大分高齢になってきたということで、家庭の事情等もありまして、今回今年で終わり、辞めたいという部分もありました。

引継ぎの部分なんですけれども、マニュアル等もございまして、現在やっている方から新しくシルバー人材センターのほうから派遣される方に研修等も行っているところです。

多言語化に関しましては、今後の課題かなというところだと思っております。

○棚井裕一委員長 谷江正照委員。

○谷江正照委員 ぜひ、多言語化をしっかりとお願いいたします。

次に、かやぶきの修繕と檜下のほうですが、ここをお聞きしたいと思います。カヤ屋根プロジェクト等を通しまして、自前でカヤ屋根の材料を育てているような取組もしております。そのある程度一定期間過ぎましたけれど

も、このカヤの収穫量や手当てなどは当初の目的に達しているのかお聞きしたいと思います。

○棚井裕一委員長 生涯学習課長。

○大澤泰雄生涯学習課長 カヤの量に関しましては、毎年毎年増えている状況でありまして、市内で使う部分も十分に確保できる数量であります。余った部分に関しましては、市外のほうにも販売しているような状況でありまして、販売しているのは檜下宿研究会のほうでなんですけれども、その部分でいろいろな自分たちの活動を行ったりしているところでもあります。目的には十分達している、数量が確保できていると思っております。

○棚井裕一委員長 谷江正照委員。

○谷江正照委員 大変いい部分でほっといたしました。コロナ禍が落ち着いてから、コト消費ですとか、あとツーリズムにおきましても体験型というものが求められております。ぜひカヤの収穫体験なども非常にいい本市ならではのコンテンツになると思いますので、これは要望であります。しっかり頑張ってくださいと思います。よろしくをお願いします。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。高橋義明委員。

○高橋義明委員 まず最初に、檜下宿に関してですけれども、駐車場の整備をこのたび行っていただいたわけですが、それに付随して、檜下宿の地図が載っている看板が設置されました。大変分かりやすいのでありますが、観光客に接している地区民のほうから、向きが実際の配置よりも90度ずれていると、角度の問題ですけれどもね。そのせいで観光客がよく分からないということで、再度質問される機会が多いということでもあります。私も現場に行ってみましたところ、やはり山のほうに向かってあれば

いいのですが、上の駐車場と下の駐車場の中間の場所にあるわけで、やはりあの向きにしか立てにくかったのかなというふうに思っているところでもあります。

それで、今後、新しく立ったばかりなので、その時期は考えなければいけないのではないかと思います。今後例えば下の駐車場が整備になったときとか、そのときに連絡通路みたいなところに90度向きを変えて設置し直すとか、あるいは今の状態であれば、今の場所ではなくてちょっと建物の近くのほうに設置するとか、何らかの必要性があるのかなと思います。まずそこから1点お示しいただきたいと思います。

○棚井裕一委員長 生涯学習課長。

○大澤泰雄生涯学習課長 檜下宿のあの地図等の看板でございますけれども、現在、国史跡羽州街道檜下宿金山越の基本整備計画を策定中でありまして、その中で、看板だけではないんですけれども、修繕等を行っていく形を計画しております。看板等につきましても、令和3年、令和4年の中で全体的な部分について計画的に改善をしていくつもりでございます。

○棚井裕一委員長 高橋義明委員。

○高橋義明委員 ぜひ、機会を捉えて、地区民の、あるいは交流人口の要望に応えていただきたいと思っております。

それに関連してですけれども、そのマップを見て実際にいろんな古民家に行こうとした場合に、看板がないというふうな指摘がございました。実は、大黒屋、庄内屋、旧武田家の場合には、いわゆるあれは表示板ですか、スタンド式の表札代わりに表示板がありますが、これが非常に黒くなって字が読めない状態であると。山田屋についてはまだ比較的新しく読めるということでもあります。

でき得れば、滝沢屋のような屋根付の看板にしてほしいというような要望でございますが、歩いて探していく、そういう方にとってはその滝沢屋の看板のようなものが望ましいのかなというふうには思います。そして、その建物に至ったときには改めて表札のようなものが必要になるのかなというふうには思いますけれども、この件に関してはやはり研究会、あるいは楢下の中で検討がなされておるのかどうか、お伺いをいたします。

○**棚井裕一委員長** 生涯学習課長。

○**大澤泰雄生涯学習課長** 案内板、あと表示板も含めまして、整備計画の中で整備を進めていく形になっております。

○**棚井裕一委員長** 高橋義明委員。

○**高橋義明委員** それでは、そのようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、公民館整備事業費の中に盛り込まれていないというふうにお見受けするので、少しお話ししたいのですが、我々議会報告会、あるいはいろんなことで議員同士で訪れるときがあったわけで、そのときに話題になったことでございますが、いわゆる中川地区公民館、それから東地区公民館、北部地区公民館、山元地区公民館、この4か所に市民憲章の看板が残ってございます。もっとも山元地区公民館の場合には、元あった場所にあるわけで、今の地区公民館の隣接ではございません。

ただ文字が読むことのできるというか、普通に読み取れるのは山元地区だけであります。ほかの3地区公民館については文字が薄れて読みにくいという状況でありますので、今の段階であれば何とか文字を修正して読めるように修復ができるわけですが、一番支柱までさびが進んで、手を入れなければならないのかなというの

が中川地区の公民館のようです。ただ、これは今4か所に現在あると。あとの場所がないということなんですね、もう失われてしまったというような経緯がございます。この市民憲章の看板について、これは指定管理の範疇ではなく、市のほうでというか、生涯学習課のほうで整備すべきものなのかなというふうには思いますが、どう考えるかお尋ねをいたします。

○**棚井裕一委員長** 生涯学習課長。

○**大澤泰雄生涯学習課長** ちょっと私のほうも確認不足でしたので、今お聞きしたところですけども、予算の中で年次計画になっていくと思うんですけども、対応していかなければならないのかなと考えるところでございます。

○**棚井裕一委員長** 高橋義明委員。

○**高橋義明委員** 今のような認識ですと大変よろしいのですが、いわゆる市民憲章というのは、昭和39年10月1日の制定でありまして、非常にシンプルで教育的な示唆というか、市民の身になって、市民自身が上山市をどうするかという立場で書いてある非常に内容のいいものだというふうには受け止めております。これがもう建物が移動したり、あるいは直したり、あるいは今回のように新たに造るなり、いわゆる社会教育施設の前に新たに建てるということがなくなってしまっているわけで、そういう意味ではこの市民憲章の看板、あるいはその資料というものが活用されることが望ましいと思うわけですが、先般地区公民館に訪れた際に、職員にこの資料を欲しいというようなことを提示しましたところ、なかなかその返事がもらえなかったというようなことがございます。その活用についてお願いいたします。

○**棚井裕一委員長** 生涯学習課長。

○**大澤泰雄生涯学習課長** 市民憲章ですけど

も、ちょっと私もなかなか活用の部分についてということであれなんですけれども、以前市の会議等で行った場合等にみんなで市民憲章を読むという部分があったというふうに記憶しております。そういう形で市民憲章を各市民が分かるような形で使っていくものなのかなというふうに考えているところです。

○**棚井裕一委員長** ほかに質疑はありませんか。尾形みち子委員。

○**尾形みち子委員** 10款教育費1目社会教育総務費の中の生涯学習推進事業費の中で、紫苑庭の管理費というようなことが入っているというふうになっていますけれども、金額的にどの程度入っていますか。

○**棚井裕一委員長** 生涯学習課長。

○**大澤泰雄生涯学習課長** 10万円であります。

○**棚井裕一委員長** 尾形みち子委員。

○**尾形みち子委員** この紫苑庭の管理というようなことも含めて、今までも完成してから女性をつどいの実行委員、女性の団体ということでそのボランティアが開園期間中、土日おもてなしをしてきたというような実態がございます。残念ながら、今回45回をもってやめるというようなことでございますけれども、今回の女性をつどいの冒頭で市長が、この期間でいろいろな思いがあったでしょうけれども、違う形で再開をするようなことも話されたと思いますけれども、この状況の中で市長はどういうふうに考えておられたんでしょうか、お聞きいたします。

○**棚井裕一委員長** 市長。

○**横戸長兵衛市長** 女性をつどいにつきましては、今までいろんな活動をなされてこられたと。やはり女性というのは、挨拶で申し上げましたけれども、家事的なものもあり、そしてまた仕事面もあって、そういう中で女性の皆さんがお

集まりになっているいろんな社会貢献事業をなされてこられたということについては、観光面のみならずいろんな面でお力添えをいただいたわけでございますし、非常に今回で終わるということは残念だなという気持ちを申し上げたところでございました。

そういう中で、紫苑庭につきましては、最初から自分たちで自らが手間暇を惜しまずこられたわけでございますが、そういう中でそちらがなくなるというようなことで、これは来年度からではなくて、昨年度あたりも若干の助成はさせていただいていたと思いますが、やっぱりそういった自主的にといいましょうかね、非常に頑張っておられる組織・団体等については、我々も引き続きお手伝いをさせていただきたいと考えているところであります。

○**棚井裕一委員長** 尾形みち子委員。

○**尾形みち子委員** 本当に実績があるというような市長のお話でもありましたように、やっぱりボランティアでおもてなしをすると、そういったことも含めて、女性団体も高齢化になっております。何らかの人材の派遣というか、協力も必要なのではないかと考えているんですけれども、そういったことに関しては、生涯学習課長、どのように考えていますでしょうか。

○**棚井裕一委員長** 生涯学習課長。

○**大澤泰雄生涯学習課長** 紫苑庭の運営委員につきましては、先般、公民館の減免団体のほうに入ったということで、今回1団体増えるような形になっておりますので、今後ともそちらのほうに勧誘なりをしていかなければならないと考えているところです。

○**棚井裕一委員長** 尾形みち子委員。

○**尾形みち子委員** これは公民館活動というようなことの位置づけというふうなことでしょ

か。それとも、女性団体というふうな位置づけでよろしいのでしょうか。

実は、やはり女性団体、この女性のつどいが終わった後、様々な活動をしている団体から、これから話し合いをするというようなことになるかとは思いますが、そのときも生涯学習課のほうで音頭を取っていただくようなこと。要はどういうことかという、やはり発表の場があったわけですが、様々な団体がその発表の場を楽しみにしているというよりも、1年に1回の総決算をするというような場所でもあるというようなことで、そういう場を設けてもらえないのかというようなことも含めてあったわけですが、そういったものの活動の支援に対してはいかがでしょうか。

○棚井裕一委員長 生涯学習課長。

○大澤泰雄生涯学習課長 まず、紫苑庭の運営委員につきましては公民館というのはまた関係なくて、紫苑庭の活動に御賛同いただける団体が加盟していただくというふうになっております。

あと、発表の場なんですけれども、今回、女性のつどいがなくなったということで、全体的に発表する場というのが減ったわけですが、今後、私どものほうでは逆に文化団体協議会のほうに加盟していただくとか、そういう部分で発表の場をつくっていただければと考えているところです。

○棚井裕一委員長 尾形みち子委員。

○尾形みち子委員 その後の実行委員の、女性のつどい実行委員の解散をしておりますので、その折にはそういった集団というか方向性をぜひ示していただきたいのと併せて、やはりその中には発表もありますけれども、展示というものもございました。そういったことも含めて反省

会るときはぜひ御提案いただきたいと思います。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。谷江正照委員。

○谷江正照委員 オリンピック・パラリンピックホストタウン推進の部分でお聞きしたいと思います。

昨今、マスコミ等でも非常にニュースが熱を帯びているんですけども、無事私は成功裏に終えてほしいなと思っているところであります。中でも本市はホストタウンとしてポーランドの方をお迎えするわけですが、市民の方もこのコロナ禍の中でどのように市がやっていくかということに関心があるかと思えます。現在お示しできる状況で結構ですので、この部分に関しての動きをお示しいただきたいと思います。

○棚井裕一委員長 スポーツ振興課長。

○高橋秀典スポーツ振興課長 まず、本日も一部分で受入れ断念というような状況も出ておりますけれども、本市におきましては、2月時点であちらのほうからの要望でオンライン会議を行いまして、基本的に今現在で選手62人、コーチ等を含めて83名ということで行きますよということの確認を取っておりまして、その具体的な内容について進めましょうという形で確認を取っております。

今現状としては、感染防止対策ということで国において出ておりますので、その部分についてまだ具体的な部分というのは決まっておりませんが、基本的にはまず選手団については受入れするという形と、あと市民交流といえますか、そういった部分については基本的に無理だという形の方針で来る予定であります。関わる人についても、PCR検査を実施して関わる人を限定すると。あと、選手たちについても、個人個人の行動管理計画を全部つくって事前に

提出するという形で進める形になりますけれども、今現状としては通常どおりといたしますか、そういった感染防止を行った上で事前のキャンプを実施するというのでこちらは準備を進めていくという状況でございます。

○棚井裕一委員長 谷江正照委員。

○谷江正照委員 しっかりとなされているので安心いたしました。この部分の費用の補助が、予算のほうは1,900万円ほどございます。この1,900万円の内訳も、もしお示しできるところがありましたらお願いいたします。

○棚井裕一委員長 スポーツ振興課長。

○高橋秀典スポーツ振興課長 基本的に、国際交流ですとか、日本人オリンピックとか、いろいろ予算分けになっておりますけれども、まず事前合宿受入れにおいては、こちらに来てからの移動手段の確保、バスですとかそういった部分の確保と、あと投てき柵、投てき競技の柵を移動させてきて設置してまた戻す、そういった経費がちょっと大きくかかる予定で見えております。あと、その他宿泊のベッドに対応する、そういった部分と、あと大きなのはポズナンの大学の学生を通訳としてお願いするという、交流も含めてということで、そちらの経費という部分で大きく見ているところであります。

ただ、そういった部分についても、まず一般の学生とかも入国できるか、そういった部分もありまして、基本的にある程度感染対策の方針が具体的になって、国のほうも感染対策費ということで別途措置するということになっておりますので、そちらが決まってきた時点で具体的にあと人数ですとか、そういった部分に対応して細かい部分を積み上げている状況であります。

○棚井裕一委員長 谷江正照委員。

○谷江正照委員 別途国のほうからコロナ対策

も補助されるということをお聞きしまして安心いたしました。本市は高地のアスリートヴィレッジのほうにまたウッディロッジもありまして、対策も非常に取りやすく、この暗いニュースが多い中でぜひ合宿を受入れ成功裏に進めていただきますよう、本市の明るい話題になりますようよろしくお願い申し上げます。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。
この際、10分間休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 開議

○棚井裕一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11款災害復旧費、12款公債費、13款予備費について一括して説明を求めます。
財政課長。

〔平吹義浩財政課長 登壇〕

○平吹義浩財政課長 それでは、11款災害復旧費について御説明申し上げます。

127、128ページ下段を御覧ください。

1項農林水産業施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費は100万円で、前年度と同額であります。

農業用施設災害復旧事業費（単独）は、農業用施設の災害復旧に要する経費を措置するものであります。

次のページ、129、130ページをお開きください。

2目林業用施設災害復旧費は110万円で、前年度と同額であります。

林業用施設災害復旧事業費（単独）は、林業用施設の災害復旧に要する経費を措置するもの

であります。

2項土木施設災害復旧費1目単独土木施設災害復旧費は1,234万1,000円で、前年度対比388万円の増であります。土木施設の災害復旧に要する経費で、河川補修用機械の借り上げ料や災害復旧工事費を拡充したものであります。

2目公共土木施設災害復旧費は1,520万円で、前年度と同額であります。公共土木施設の災害復旧に要する経費を措置するものであります。

次に、12款公債費について御説明申し上げます。

1項公債費1目元金は12億4,750万円で、前年度対比1,450万円の増であります。市債の償還元金であります。

2目利子は8,050万円で、前年度対比1,000万円の減であります。市債及び一時借入金の利子を措置するものであります。

最後に、13款予備費であります。1項1目予備費は2,000万円で、前年度と同額を措置するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○棚井裕一委員長 これより質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、歳出についての質疑を打ち切ります。

次に、歳入、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について、当局の説明を求めます。財政課長。

〔平吹義浩財政課長 登壇〕

○平吹義浩財政課長 それでは、歳入の事項別明細書について御説明申し上げますので、15

ページ、16ページをお開き願います。

最初に、1款市税について御説明申し上げます。

1項市民税であります。1目個人は10億6,170万円で、人口動態、令和2年の給与所得、農業所得等の実績見込みを勘案し、前年度対比380万円の減とするものであります。

1節現年課税分は、調定見込額の98.5%を見込み、2節滞納繰越分は調定見込額の18%を見込むものであります。

2目法人は2億3,745万円で、企業業績の推移等から前年度対比505万円の減とするものであります。

1節現年課税分は調定見込額の98.3%を見込み、2節滞納繰越分は調定見込額の9%を見込むものであります。

2項1目固定資産税は14億3,280万円で、新型コロナウイルス緊急経済対策における税制上の措置による軽減及び免除を見込み、前年度対比3億7,750万円の減とするものであります。

1節現年課税分は調定見込額の95%を見込み、2節滞納繰越分は調定見込額の2.3%を見込むものであります。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は1,000万円で、前年度対比30万円の増とするものであります。

次のページ、17、18ページをお開きください。

3項軽自動車税1目環境性能割は391万円で、前年度対比109万円の減とするものであります。軽自動車の新車登録台数の減少を見込み、計上するものであります。

1節現年課税分は調定見込額の100%を見込み、2節滞納繰越分は存目程度の1万円を計

上するものであります。

2目種別割は9,992万円で前年度対比422万円の増であります。登録実績から見込んだものであります。

1節現年課税分は調定見込額の98%を見込み、2節滞納繰越分は調定見込額の19%を見込むものであります。

4項1目市たばこ税は1億5,180万円で、前年度対比280万円の減とするものであります。喫煙者の減に加え、税率の低い加熱式たばこの普及と旧3級品の売上減少を勘案したものであります。

5項1目入湯税は2,221万円で、前年度対比1,724万円の減であります。新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し見込んだものであります。

1節現年課税分は調定見込額の100%を見込み、2節滞納繰越分は存目程度を計上するものであります。

次のページ、19、20ページをお開きください。

6項1目都市計画税は1億8,700万円で、固定資産税同様に税制上の措置により見込んだもので、前年度対比2,470万円の減とするものであります。

1節現年課税分は調定見込額の95%を見込み、2節滞納繰越分は調定見込額の2.37%を計上するものであります。

7項旧法による税1目軽自動車税は71万円で、前年度対比41万円の増であります。軽自動車税の制度改正前の課税対象に係るもので、調定見込額の19%を計上するものであります。

次に、2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金について御説明申し上げます。それぞれ令和2年度の実績見込みと国の地方財

政対策を考慮し見込んだものでございます。

2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税は2,500万円で、前年度対比500万円の減とするものであります。

2項1目自動車重量譲与税は8,000万円で、前年度対比400万円の減とするものであります。

3項1目森林環境譲与税は1,096万3,000円で、所定の譲与割合と基準により見込んだものであります。

3款利子割交付金1項1目利子割交付金は200万円で、前年度と同額とするものであります。

4款配当割交付金1項1目配当割交付金は600万円で、前年度と同額とするものであります。

次のページ、21、22ページをお開きください。

5款株式等譲渡所得割交付金1項1目株式等譲渡所得割交付金は300万円で、前年度と同額とするものであります。

6款法人事業税交付金1項1目法人事業税交付金は2,000万円で、前年度対比300万円の増とするものであります。

7款地方消費税交付金1項1目地方消費税交付金は6億2,000万円で、前年度対比2,000万円の減とするものであります。

8款ゴルフ場利用税交付金1項1目ゴルフ場利用税交付金は500万円で、前年度と同額とするものであります。

9款環境性能割交付金1項1目環境性能割交付金は900万円で、前年度対比100万円の減であります。自動車取得の実績から見込んだものであります。

10款地方特例交付金1項1目地方特例交付

金は2,000万円で、前年度と同額とするものであります。

2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は3億3,428万1,000円を計上するものであります。固定資産税と都市計画税が新型コロナウイルス緊急経済対策における税制上の措置により減収となった分を国が全額補填するものであります。

次のページ、23、24ページをお開きください。

11款地方交付税1項1目地方交付税は38億3,000万円で、前年度対比8,000万円の増を見込むものであります。普通交付税は、令和2年度の実績、国の地方財政対策の内容を考慮し5,000万円増の33億8,000万円、特別交付税は、過去5年の交付実績と公的病院等運営費補助金への充当を見込み3,000万円増の4億5,000万円とするものであります。

12款交通安全対策特別交付金1項1目交通安全対策特別交付金は500万円で、前年度と同額とするものであります。

次に、13款分担金及び負担金について御説明申し上げます。

1項分担金1目総務費分担金は272万9,000円で、前年度と同額であります。防犯灯LED化整備事業分担金を計上するものであります。

2項負担金1目民生費負担金は6,462万1,000円で、前年度対比519万9,000円の減であります。児童数の減少に伴う保育施設入所負担金の減によるものであります。

1節社会福祉費負担金で高齢者福祉施設入所負担金などを計上し、2節児童福祉費負担金では保育施設入所負担金などを計上するものであ

ります。

2目教育費負担金は76万6,000円で、前年度対比1万3,000円の減であります。小学校、中学校の日本スポーツ振興センター負担金を計上するものであります。

14款使用料及び手数料について御説明申し上げます。

1項使用料1目総務使用料は419万1,000円で、前年度対比7,000円の減であります。市有建物使用料、市営予約制乗合タクシー利用料、市営バス利用料（市中心部循環バス）などを実績見込みにより計上するものであります。

2目民生使用料は2,350万8,000円で、前年度対比405万6,000円の減であります。児童館等使用料、延長保育利用料などを実績見込みにより計上するものであります。

3目衛生使用料は189万2,000円で、前年度対比3万2,000円の減であります。飲料水供給施設水道料金、斎場使用料などを計上するものであります。

4目農林水産業使用料は325万4,000円で、前年度対比6,000円の減であります。芳刈放牧場使用料、櫓下宿滝沢屋使用料を計上するものであります。

次のページ、25、26ページをお開きください。

5目商工使用料は443万3,000円で、前年度対比11万3,000円の減であります。かみのやま温泉観光案内所のテナントなどからの市有土地建物使用料、かみのやま温泉駅駐車場利用料、蔵王坊平国設野営場使用料などを計上するものであります。

6目土木使用料は2,073万2,000円で、前年度対比21万2,000円の減であり

ますが、道路占用料、市営住宅使用料などを実績見込みにより計上するものであります。

7目教育使用料は219万8,000円で、前年度対比13万8,000円の増であります。旧尾形家住宅、武家屋敷、市民球場などの使用料を計上するものであります。

次に、2項手数料1目総務手数料は1,868万1,000円で、前年度対比89万6,000円の減であります。仮ナンバー交付、諸証明、地図等の写交付、戸籍、住民基本台帳などに係る手数料を計上するものであります。

2目衛生手数料は564万円で、前年度対比153万5,000円の減であります。次のページ、26、27ページをお開きください。狂犬病予防注射済票交付、不燃物等処理などの手数料を計上するものであります。

3目農林水産業手数料は3万6,000円で、前年度と同額であります。農地関係証明手数料などを計上するものであります。

4目土木手数料は2,000円で、前年度と同額であります。土地に関する証明手数料を計上するものであります。

5目消防手数料は15万7,000円で、前年度と同額であります。危険物施設許認可検査手数料などを計上するものであります。

3項1目証紙収入は4,200万円で、前年度対比130万円の増であります。有料ごみ袋の証紙収入を計上するものであります。

次に、15款国庫支出金について御説明申し上げます。

1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は11億2,105万4,000円で、前年度対比4,955万4,000円の増であります。障がい児施設給付費等負担金と子育てのための施設等利用給付交付金の増などによるものであります。

す。

1節社会福祉費国庫負担金では、国民健康保険基盤安定費負担金、障がい者自立支援給付費負担金などを計上し、2節児童福祉費国庫負担金では、児童扶養手当給付費負担金、障がい児施設給付費等負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金、子育てのための施設等利用給付交付金を計上し、3節児童手当国庫負担金では児童手当負担金を計上し、4節生活保護費国庫負担金では、生活保護費負担金、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金を計上するものであります。

2目衛生費国庫負担金は6,219万9,000円で、前年度対比6,172万9,000円の増であります。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の皆増によるものであります。

3目災害復旧費国庫負担金は1,000万5,000円で、前年度と同額であります。土木施設災害復旧事業負担金を計上するものであります。

次のページ、29、30ページをお開き願います。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は2,432万6,000円で、前年度対比1,026万9,000円の減であります。社会保障・税番号制度システム整備費補助金、個人番号カード交付事業費・事務費補助金は減額計上し、地方創生推進交付金を増額計上するものであります。

2目民生費国庫補助金は4,667万6,000円で、前年度対比690万円の増であります。地域生活支援事業費補助金、結婚新生活支援事業費補助金、子ども・子育て支援交付金、保育対策総合支援事業費補助金などを計上する

ものであります。

3目衛生費国庫補助金は950万5,000円で、前年度対比3,636万6,000円の減であります。総合子どもセンターめぐりあでの空調設備改修工事への補助金が皆減となったことなどによるものであります。浄化槽設置整備事業費交付金、風しん追加的対策として特定感染症検査等事業費補助金などを計上するものであります。

4目農林水産業費国庫補助金は373万3,000円で、前年度対比8万4,000円の減であります。特別天然記念物カモシカ食害対策事業費補助金、美しい森林づくり基盤整備交付金を計上するものであります。

5目土木費国庫補助金は8,059万9,000円で、前年度対比7,500万6,000円の減であります。1節道路橋梁費国庫補助金で、事業量に対応した社会資本整備総合交付金の減などによるものであります。

2節都市計画費国庫補助金で、公園施設長寿命化に係る社会資本整備総合交付金、集約都市形成支援事業費補助金、3節住宅費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金、空き家対策総合支援事業補助金などを計上するものであります。

6目教育費国庫補助金は1,449万2,000円で、前年度対比1,249万円の増であります。1節小学校費国庫補助金でスクールバス購入費、2節中学校費国庫補助金で南中学校屋内運動場のLED化に対する補助が増となり、ほか特別支援教育就学奨励費補助金などを計上するものであります。

3項委託金1目総務費委託金は22万円で、前年度対比1万3,000円の増であります。自衛官募集委託金、次のページ、31、32ページをお開き願います。中長期在留者居住地届

出等事務委託金を計上するものであります。

2目民生費委託金は579万7,000円で、前年度対比5万9,000円の減であります。基礎年金事務委託金などを計上するものであります。

次に、16款県支出金について御説明申し上げます。

1項県負担金1目総務費県負担金は242万6,000円で、前年度対比1万5,000円の増であります。地籍調査事業負担金を計上するものであります。

2目民生費県負担金は5億1,422万3,000円で、前年度対比1,458万6,000円の増であります。児童福祉費県負担金の増によるものであります。

1節社会福祉費県負担金では、国民健康保険基盤安定費負担金、障がい者自立支援給付費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金など、2節児童福祉費県負担金では、障がい児施設給付費等負担金、子どものための教育・保育給付費県費負担金など、3節児童手当県負担金では児童手当負担金、4節生活保護費県負担金では生活保護費負担金を計上するものであります。

3目衛生費県負担金は23万5,000円で、前年度と同額であります。母子衛生費負担金を計上するものであります。

2項県補助金であります。1目総務費県補助金は1,637万8,000円で、前年度対比24万6,000円の減であります。市町村総合交付金、移住支援事業費補助金などを計上するものであります。

2目民生費県補助金は1億781万2,000円で、前年度対比708万1,000円の減であります。1節社会福祉費県補助金では、

重度心身障がい者医療費補助金、子育て支援医療費補助金など、次のページ、33、34ページをお開き願います。2節児童福祉費県補助金では、保育対策等促進事業費補助金、子どものための教育・保育給付費補助金などを計上するものであります。

3目衛生費県補助金は619万8,000円で、前年度対比80万6,000円の減であります。1節保健衛生費県補助金では健康増進事業費補助金など、2節環境衛生費県補助金では浄化槽整備促進事業費補助金を計上するものであります。

4目農林水産業費県補助金は1億2,938万9,000円で、前年度対比3,909万9,000円の減であります。産地パワーアップ事業費補助金の減などによるもので、1節農業費県補助金では、強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金、産地パワーアップ事業費補助金、農業次世代人材投資事業費補助金、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金などを計上し、2節林業費県補助金では、森林病虫害等防除事業補助金、みどり豊かな森林環境づくり推進事業費補助金を計上するものであります。

5目商工費県補助金は2,100万円で、皆増であります。新型コロナウイルス感染症対策の中小企業緊急災害対策利子補給補助金を計上するものであります。

次のページ、35、36ページをお開き願います。

6目土木費県補助金は800万円で、前年度対比986万円の減であります。県の制度変更により住宅リフォーム総合支援事業費補助金を減額計上するものであります。

7目教育費県補助金は2,357万円で、前

年度対比104万9,000円の増であります。放課後児童健全育成事業補助金、教職員働き方改革推進事業費（部活動指導員）補助金、学校・家庭・地域の連携協働推進事業費補助金などを計上するものであります。

次に3項委託金であります。1目総務費委託金は6,858万3,000円で、前年度対比872万3,000円の減であります。県民税徴収委託金、衆議院議員総選挙関連委託金、経済センサス活動調査委託金などを計上するものであります。

2目民生費委託金は616万2,000円で、前年度対比14万4,000円の増であります。民生委員活動費委託金などを計上するものであります。

3目衛生費委託金は3万円で、前年度と同額であります。地下水位計等施設管理観測委託金を計上するものであります。

4目農林水産業費委託金は28万9,000円で、前年度対比2,000円の増であります。地すべり対策事業土地改良財産管理委託金などを計上するものであります。

5目商工費委託金は49万6,000円で、前年度と同額であります。野鳥の森維持管理委託金などを計上するものであります。

6目教育費委託金は1万5,000円で、前年度と同額であります。学校基本調査委託金を計上するものであります。

次のページ、37、38ページをお開きください。

次に、17款財産収入について御説明いたします。

1項財産運用収入であります。1目財産貸付収入は2,167万7,000円で、前年度対比292万3,000円の増であります。

競馬場内厩舎跡地、ニュートラック松山などのほかに、新たに旧めんごりあを加えた市有土地建物貸付料、蔵王坊平小規模水道施設貸付料などを計上するものであります。

2目利子及び配当金は218万8,000円で、前年度対比10万8,000円の減であります。財政調整基金利子などを計上するものであります。

2項財産売払収入1目不動産売払収入は130万円で、前年度と同額であります。法定外公共物、立ち木の売払い収入を計上するものであります。

2目物品売払収入は11万円で、前年度対比130万円の減であります。車両の処分による収入を減額計上するものであります。

18款寄附金1項1目寄附金は10億100万円で、前年度対比1億円の増であります。ふるさと納税寄附金を増額、ほか一般寄附金を計上するものであります。

19款繰入金1項1目基金繰入金は3億2,150万円で、前年度対比1,050万円の減であります。財源不足に対応するため財政調整基金取りくずしを計上し、また新たに新型コロナウイルス感染症対策金融支援基金を取りくずし、商工費で計上した保証料と利子補給事業の財源とするものであります。

20款繰越金1項1目繰越金は1億円で、前年度と同額であります。前年度繰越金を計上するものであります。

次のページ、39、40ページをお開きください。

次に、21款諸収入について御説明申し上げます。

1項延滞金、加算金及び過料1目延滞金は200万円で、前年度と同額とするものであります。

す。

2項1目市預金利子は50万円で、前年度と同額であります。歳計現金預金利子を計上するものであります。

3項貸付金元利収入であります。1目再生可能エネルギー施設整備貸付金元利収入は2,700万円で、事業延伸により返済期日を変更していたバイオマス施設整備の貸付金返還金を改めて計上するものであります。

2目勤労者福祉貸付金元利収入は2,500万円で、前年度と同額であります。勤労者生活安定資金預託金返還金を計上するものであります。

3目乳用牛導入資金貸付金元利収入は1,320万円で、前年度と同額であります。乳用牛導入資金貸付金返還金を計上するものであります。

4目商工業振興貸付金元利収入は10億1,836万円で、前年度対比1億2,897万4,000円の増であります。産業立地促進資金預託金返還金を増額計上するほか、商業活性化資金預託金返還金、長期安定資金預託金返還金などを計上するものであります。

5目再開発ビル再生整備貸付金元利収入は1,107万円で、前年度と同額であります。二日町プラザ改装に係る再開発ビル再生整備貸付金返還金を計上するものであります。

4項受託事業収入1目特定健康診査等受託料は1,259万2,000円で、前年度対比21万3,000円の増であります。山形県後期高齢者医療広域連合からの後期高齢者特定健康診査等受託料を計上するものであります。

5項雑入1目滞納処分費は1,000円で、前年度と同額を計上するものであります。

2目弁償金は9,000円で、前年度と同額

を計上するものであります。

3目雑入は2億2,139万7,000円で、前年度対比1,688万5,000円の減であります。福祉医療費高額療養費、次のページ、41、42ページをお開きください。勝馬投票券発売所地元交付金、資源物売払収入、学校給食費、エネルギー回収施設建設関連の負担金などを計上するものであります。

次に、22款市債について御説明申し上げます。

1項市債1目総務債は1,420万円で、前年度対比800万円の増であります。旧めぐりあ改修工事費に充てるため計上するものであります。

2目農林水産業債は3,590万円で、前年度対比1,850万円の増であります。県営土地改良事業負担金で松沢地区農地整備事業などの県営土地改良事業負担金に充てるため計上するものであります。

次のページ、43、44ページをお開きください。

3目商工債は1,170万円で、前年度対比720万円の増であります。蔵王坊平の倉庫解体工事を行う公共施設除却事業に充てるものであります。

4目土木債は1億990万円で、前年度対比7,780万円の減であります。1節道路橋梁債では、市単独道路整備事業、県道路整備事業負担金、社会資本整備総合交付金事業、公共施設等適正管理推進事業での道路橋梁整備事業に充てるものであります。

2節都市計画債では、社会資本整備総合交付金事業での公園施設長寿命化事業などに充てるものであります。

5目消防債は5,390万円で、前年度対比

5,280万円の減であります。市単独消防施設・設備整備事業で、消防庁舎アスベスト除去工事などに充てるものであります。

6目教育債は6,460万円で、前年度対比9,940万円の減であります。南中学校屋内運動場LED化工事、山元体育館耐震化工事等に充てるものであります。

7目災害復旧債は490万円で、前年度と同額であります。公共土木施設災害復旧事業に充てるものであります。

8目臨時財政対策債は4億7,000万円で、前年度対比1億3,400万円の増であります。地方財政対策等を踏まえて計上するものであります。

次に、第2表債務負担行為を御説明申し上げますので、前に戻りまして9ページをお開き願います。

記載のとおり、2つの事項に債務負担行為を定めるものであります。

財務会計システム等利用料につきましては、令和3年度から令和8年度までの期間で、9,700万円を限度額とするものであります。

排水設備等設置改造資金利子補給につきましては、令和4年度から令和8年度までの期間で、融資総額800万円の融資残高に対し、基準日における長期プライムレートに0.2%を加えた利率以内の割合で計算した額を限度額とするものであります。

次に、第3表地方債について御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

起債の目的及び限度額であります。施設整備事業ほか9事業及び臨時財政対策債であり、限度額の合計は7億6,510万円であります。内容につきましては、歳入の22款市債で御説

明申し上げたとおりであります。

次に、起債の方法につきましては、普通貸借又は証券発行によるものとし、利率につきましては、借入先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。

償還の方法につきましては、借入先の融資条件によるものとするものであります。ただし、財政上の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとしてあります。

最後に、一時借入金、歳出予算の流用につきましては、さきに御説明申し上げたとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○棚井裕一委員長 これより質疑に入りますが、質疑は、歳入、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について一括して行います。質疑、発言を許します。大沢芳朋委員。

○大沢芳朋委員 42ページの本市独自でやっておりますネーミングライツ料及び有料広告掲載料ということでお聞きします。

ホームページで、まずネーミングライツ、体育文化センターのほうですけれども、更新時期だということで再度募集をしておりましたが、その後どうなっているか、まずはお示し願いたいと思います。

○棚井裕一委員長 スポーツ振興課長。

○高橋秀典スポーツ振興課長 平成30年度から3年間のネーミングライツが終了ということで公募いたしまして、先週金曜日に締切りということで1社から申込みいただいておりますので、要綱に従って今月中に審査会等の手続を進

めていく予定でございます。

○棚井裕一委員長 大沢芳朋委員。

○大沢芳朋委員 金額的にはここに120万円というふうに記載しておりますけれども、ちょっと締切りが分からなかったものですから金額を言わなかったんですが、あと併せまして広告掲載料に関してということで、実はネーミングライツは山形県の自治体としては初めてまず本市で取り入れてもらったということがございます。広告に関しまして、今現在残っているところというと、市民球場だけですね。体育文化センターの階段等もなっておりますし、あと庁舎内のトイレ関係もありますし、もちろん封筒なんかの広告料も含まれるとは思いますが、なかなか野球場なんかも進まないというような現状がございまして、あと6か所ぐらい広告を出せるスペースもございます。

この前、野球場で春の選抜中学校野球大会をしている団体の方、新しい代表が見えられて、何とか若い社長たちもいっぱいいるということで、どこかないでしょうかということですが、どこかないでいただいたところでございますけれども、なかなか言った手前上、私も頑張ってやってきたんですが、要するに市役所の方々、もちろん営業マンになれというのは非常にきつい話だとは思いますが、皆さんいろんな知り合い等いらっしゃるわけでありまして、何とか営業マン的なことはできないものかと思ひまして、この広告料、ネーミングライツ料に関しまして、市長がやるというふうにおっしゃってくれてこうやっているわけですが、市長、その辺、役所は役所の仕事で営業するところではないといえればそれまでなんです、その件に関してどのようにお考えか、お示し願いたいと思いますけれども、お願いします。

○棚井裕一委員長 市長。

○横戸長兵衛市長 このネーミングライツ、大変ありがたく我々も受け止めているところですが、営業マンという言葉が当てはまるか当てはまらないかは別問題といたしましても、やはり担当課なりの職員の方々がそういうネーミングライツをやっているんだということを常に心に置きとめておくことが非常に大事なのかなということで、先ほど野球大会の折ということがありましたけれども、やっぱりそういったいろんな折をお願いをしていく。もちろん我々もその任にあるわけでございます。それと全庁的に営業マンということの表現ではなくても、やはりそういった政策展開をしているわけでございますので、その政策展開がうまくいくような心構えというものを持っておく必要があるんじゃないかなと考えているところであります。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。
以上で議第6号議案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。
採決いたします。

議第6号令和3年度上山市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。
よって、議第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第7号 令和3年度上山市国民健康保険特別会計予算

○棚井裕一委員長 次に、議第7号令和3年度上山市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議第7号令和3年度上山市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の131ページをお開き願います。

令和3年度上山市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億6,600万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定めるものであります。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものであります。

第1号、各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書に

より御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、145ページ、146ページをお開き願います。

1款総務費1項1目一般管理費6,432万1,000円は、前年度対比417万9,000円の減ですが、一般管理費では会計年度任用職員の報酬、国保連合会の共同電算処理委託料などを計上したものであります。

医療費適正化推進費では、国保連合会へのレセプト点検委託料などを計上したもので、そのほか職員人件費であります。

2目連合会負担金280万円は、前年度対比16万3,000円の増ですが、国保連合会運営負担金を計上したものであります。

2項1目賦課徴税费838万6,000円は、前年度対比302万9,000円の増ですが、国民健康保険税納税相談員の報酬及び賦課徴収業務に係る費用等を計上したものであります。

3項1目運営協議会費24万3,000円は、前年度対比9,000円の減ですが、国民健康保険運営協議会の運営経費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

4項1目趣旨普及費59万3,000円は、前年度と同額ですが、国保事業の健全な運営を図るため、被保険者等に対して制度等を周知するための経費を計上したものであります。

2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費20億5,091万1,000円は、前年度対比748万3,000円の減ですが、一般被保険者の現物給付として被保険者数を6,692人と想定して計上したものであります。

2目一般被保険者療養費1,104万2,000円は、前年度対比141万7,000円の

減ですが、一般被保険者のコルセット等の現金給付を行うため、これまでの実績見込みにより計上したものであります。

3目審査支払手数料852万7,000円は、前年度と同額ですが、国保連合会のレセプト審査に係る手数料を計上したものであります。

2項1目一般被保険者高額療養費3億425万2,000円は、前年度対比2,825万8,000円の増ですが、これまでの実績見込みにより計上したものであります。

2目一般被保険者高額介護合算療養費100万円は、前年度と同額ですが、これまでの実績見込みにより計上したものであります。

次のページをお開き願います。

3項1目一般被保険者移送費1万円は、前年度と同額ですが、存目程度を計上したものであります。

4項1目出産育児一時金1,050万円は、前年度と同額ですが、1件当たり42万円を25人分計上したものであります。

5項1目葬祭費400万円は、前年度と同額ですが、1件当たり5万円を80人分計上したものであります。

6項1目傷病手当金42万円は皆増ですが、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を措置したものであります。

3款国民健康保険事業費納付金1項1目一般被保険者医療給付費5億5,907万7,000円は、前年度対比4,036万8,000円の減ですが、県に対し一般被保険者医療給付費分として納付金を納めるため計上したものであります。

次のページをお開き願います。

2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等1

億8,802万7,000円は、前年度対比197万円の増であります。県に対し一般被保険者後期高齢者支援金分として納付金を納めるため計上したものであります。

3項1目介護納付金6,359万3,000円は、前年度対比170万9,000円の減であります。県に対し介護納付金分として納付金を納めるため計上したものであります。

4款共同事業拠出金1項1目共同事業拠出金1万円は前年度と同額であります。退職者リスト作成事務に係る拠出金であります。

5款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費6,670万4,000円は、前年度対比773万8,000円の増であります。特定健診受診者数を3,200人と想定して計上するとともに、そのほか特定保健指導などに係る経費を計上したものであります。

2項1目保健衛生普及費665万9,000円は、前年度対比8万7,000円の増であります。各種健康づくり支援教室などの開催経費、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知などの経費を計上したものであります。

6款基金積立金1項1目基金積立金100万円は、前年度対比50万円の減であります。国民健康保険基金の利子分などを積み立てるものであります。

次のページをお開き願います。

7款公債費1項1目利子60万円は前年度と同額であります。一時借入金の利子を措置したものであります。

8款諸支出金1項1目一般被保険者保険税還付金500万円は、前年度対比100万円の増であります。一般被保険者の過誤納還付金であります。

2目退職被保険者等保険税還付金56万5,

000円は、前年度対比36万5,000円の増であります。退職被保険者等の過誤納還付金であります。

3目国庫支出金等返還金10万円は、前年度と同額であります。国庫支出金等の過年度分の精算返還金であります。

2項1目高額療養費貸付金300万円は、前年度と同額であります。医療費を被保険者が医療機関に支払いできない場合に高額療養費相当額の95%を貸し付けるため計上したものであります。

2目出産費貸付金39万9,000円は、前年度と同額であります。出産費を医療機関に支払うことができない場合に出産育児一時金の95%を貸し付けるため計上したものであります。

9款予備費1項1目予備費426万1,000円は、前年度対比15万5,000円の減であります。予備費を計上するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

139ページ、140ページをお開き願います。

1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税5億8,933万円は、前年度対比2,843万円の減であります。一般被保険者数及び課税対象額などの見込みにより計上したものであります。

1節医療給付費分現年課税分4億1,400万円、2節後期高齢者支援金分現年課税分1億1,420万円、3節介護納付金分現年課税分4,640万円は、それぞれ調定見込額に収納率92%の見込額を計上し、4節医療給付費分滞納繰越分1,024万円、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分273万円、6節介護納付金分滞納繰越分176万円は、それぞれ調定見込

額に収納率12%の見込額を計上したものであります。

2目退職被保険者等国民健康保険税7万円は、前年度対比28万円の減であります。退職被保険者滞納繰越の見込みにより計上したものであります。

1節医療給付費分滞納繰越分5万円、2節後期高齢者支援金分滞納繰越分1万円、3節介護納付金分滞納繰越分1万円は、調定見込額に収納率22%で、それぞれ見込額を計上したものであります。

2款使用料及び手数料1項1目督促手数料20万円は、前年度と同額であります。国民健康保険税の徴収に係る督促手数料であります。

3款国庫支出金1項1目災害臨時特例補助金1万円は、前年度と同額であります。存目程度を計上しているものであります。

4款県支出金1項1目保険給付費等交付金24億1,407万4,000円は、前年度対比2,454万6,000円の増であります。県から交付される保険給付費等交付金を計上したものであります。

1節普通交付金23億7,561万5,000円は保険給付費分として計上し、2節特別交付金3,845万9,000円は、保険者努力支援分として2,306万7,000円を、特別調整交付金分（市町村分）として92万円を、県繰入金（2号分）として183万3,000円を、特定健康診査等負担金として1,263万9,000円を実績見込みとしてそれぞれ計上したものであります。

次のページをお開き願います。

5款財産収入1項1目利子及び配当金100万円は、前年度対比50万円の減であります。国民健康保険基金の利子を計上したものであり

ます。

6款繰入金1項1目一般会計繰入金2億7,745万2,000円は、前年度対比603万8,000円の減であります。1節保険基盤安定繰入金1億8,000万円は、保険税軽減分として1億1,500万円を、保険者支援分として6,500万円を実績見込額として計上し、2節職員給与費等繰入金4,583万8,000円は、国民健康保険特別会計における職員給与費などに対する費用を、3節出産育児一時金繰入金700万円は、出産育児一時金の3分の2の額を、4節財政安定化支援事業繰入金2,500万円は、病床数や保険税の応能割合等によって地方交付税に算入される額を、5節事務費繰入金1,961万4,000円は、国保事業運営のための対象事務費等をそれぞれ計上したものであります。

2項1目基金繰入金7,801万5,000円は、前年度対比318万8,000円の減であります。基金の取りくずし額を繰入金として計上したものであります。

7款繰越金1項1目繰越金100万円は、前年度と同額であります。前年度繰越金を計上したものであります。

8款諸収入1項1目一般被保険者延滞金70万円、2目退職被保険者等延滞金1万円は、前年度と同額であります。一般被保険者及び退職被保険者等の保険税に係る延滞金を計上したものであります。

2項1目預金利子1万円は、前年度と同額であります。預金利子を存目程度計上したものであります。

3項1目一般被保険者第三者納付金70万円は、前年度と同額であります。交通事故等の第三者の行為によって生じる納付金見込額を計

上したものであります。

2目一般被保険者返納金1万円は、前年度と同額であります。一般被保険者返納金を存目程度計上したものであります。

次のページをお開き願います。

3目雑入341万9,000円は、前年度と同額であります。1節償還金339万9,000円は、高額療養費貸付金の償還金として300万円を、出産費貸付金の償還金として39万9,000円を計上し、2節雑入2万円は、貸付金返還延滞金として1万円を、その他臨時的雑入として1万円を計上したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○棚井裕一委員長 これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出、一時借入金及び歳出予算の流用について一括して行います。質疑、発言を許します。守岡等委員。

○守岡 等委員 国保税の平等割額が今回5,000円ほど引き下げられるということで、国保の方は大変喜んでいらっしゃるようですけれども、平等割額の引下げということで、1世帯5,000円前後引き下げられるという、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○棚井裕一委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 基本的には1世帯5,000円でございますが、既に軽減されている世帯もございますので、一律で5,000円ということにはならないかと思ひます。

○棚井裕一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 そして、今回その原資としましては様々な繰入金、特に国保基金の繰入金も原資に含まれていると思うんですけれども、毎年この10億円に及ぶ国保基金が話題になるわけですけれども、これを原資にして国保の一番

の問題であるこの均等割額の軽減措置ですね。子どもが多ければ多いほど税額が高くなるというこの矛盾した制度ですけれども、ぜひ子育て支援の視点から均等割額の軽減措置も講じていただきたいと思います。これは要望です。

次に、令和3年度から県と市町村で保険料の統一化について検討されているということですが、本市の現在のこの保険税、保険料の水準から見て、統一化されて今後さらに引き下げられる方向にシフトするのかなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○棚井裕一委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 今現在、県の運営方針の中間見直しの中でも検討されている事項でございます。今後、その推移を見極めていく必要があるかと思ひますが、一概に引き下げられるかどうかはちょっと現時点ではなかなか判断はできないかと思ひます。

○棚井裕一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 あともう一つですが、高額療養費の問題ですけれども、例えばがん治療なんかはかなり医療費がかかるわけですけれども、この高額療養費制度を利用すれば一定の自己負担限度額以上の支払いをしなくてもいいという制度です。以前は、まず一回高い医療費を支払った上で高額療養費の申請をしていたわけですが、現在、この限度額適用認定証を事前に発行しておくことで、入院、外来、薬代など医療費の支払い額を自己負担限度額にとどめることができると、こういう制度があるそうです。高額療養費制度を利用している方のうち、この限度額適用認定証を発行されている方の割合はどれくらいか教えていただきたいんです。

○棚井裕一委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 高額療養費制度の利

用件数につきましては大体年間5,200件ぐらいございますが、実人数をちょっとこれから把握するのは困難でございます。実際、限度額適用認定証を発行されている件数につきましては470件ほど交付している状況です。必要な方々には交付している状況かと認識をしております。

○棚井裕一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 そうすれば、全ての人がこの適用になるわけではなくて、その適用にならなかった場合のためにこの貸付金制度があるという、こういう理解でよろしいですか。

○棚井裕一委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 いわゆる一般の所得割の方々につきましては、この限度額の交付がなくても一定の高額の限度額というものが適用になりますので、保険証さえあれば適用になる状況です。もし、そういう高額療養費についてお支払いが困難である方については、その貸付金を活用していくことになるかと思えます。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。
以上で、議第7号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第7号令和3年度上山市国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
**議第8号 令和3年度上山市農業集落排水事業特別会計予算**

○棚井裕一委員長 次に、議第8号令和3年度上山市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第8号令和3年度上山市農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

155ページをお開き願います。

令和3年度上山市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,500万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によるものであります。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」によるものであります。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条

の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明であります。重複説明を避けるため、事項別明細書の歳出から御説明申し上げますので、165、166ページをお開き願います。

1款農業集落排水事業費1項1目農業集落排水施設管理費5,657万6,000円は、前年度対比1,069万3,000円の増であります。維持管理に係る委託料や工事請負費などを計上するものであります。

2項1目農業集落排水施設建設改良費3,200万円は、前年度対比1,110万円の増であります。施設の中継ポンプ監視設備更新などの設計に係る委託料や工事請負費を計上するものであります。

2款公債費1項1目元金9,041万5,000円は、前年度対比205万3,000円の増であります。市債償還元金を計上するものであります。

2目利子1,565万4,000円は、前年度対比187万1,000円の減であります。市債及び一時借入金の利子を計上するものであります。

3款予備費1項1目予備費35万5,000円は、前年度対比2万5,000円の増とするものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、163、164ページにお戻り願います。

1款使用料及び手数料1項1目使用料3,245万9,000円は、前年度対比22万4,000円の減であります。処理施設使用料などを計上するものであります。

2款県支出金1項1目農業集落排水事業費県補助金1,315万円は、前年度対比315万

円の増であります。農山漁村地域整備交付金を計上するものであります。

3款繰入金1項1目繰入金8,149万円は、前年度対比72万6,000円の減であります。一般会計繰入金を計上するものであります。

4款繰越金1項1目繰越金10万円は、前年度と同額を計上するものであります。

5款諸収入1項1目市預金利子1,000円は、前年度と同額を計上するものであります。

6款市債1項1目農業集落排水事業債6,780万円は、前年度対比1,980万円の増を計上するものであります。

次に、第2表債務負担行為について御説明申し上げますので、158ページにお戻り願います。

農業集落排水処理施設管理業務につきましては、令和4年度から令和7年度の期間で、4,800万円を限度額とするものであります。

農業集落排水事業地方公営企業法適用業務につきましては、令和4年度から令和5年度の期間で、2,900万円を限度額とするものであります。

農業集落排水事業子育て世帯補助金につきましては、令和4年度から令和8年度の期間で、令和4年1月から補助終了月までの間に支払う農業集落排水処理施設使用料の2分の1相当額の累計額を限度額とするものであります。

次に、第3表地方債について御説明申し上げます。

起債の目的は農業集落排水事業で、限度額は6,780万円、起債の方法は普通貸借又は証券発行とし、利率は借入先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであ

ります。

償還の方法は、借入先の融資条件によるものであります。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとしません。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○棚井裕一委員長 これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出、債務負担行為、地方債及び一時借入金を一括して行います。質疑、発言を許します。高橋要市委員。

○高橋要市委員 令和3年度農集排の宮川2が更新されるということで、事前にあったかと思ひますけれども、この歳出の中、165ページ、166ページなんですけれども、この中でいうところの農集排施設建設改良費、その部分の金額であるというふうなことでよろしいのかどうか、確認をさせていただきたいと思ひます。

○棚井裕一委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 宮川2処理区の工事費につきましては、委員御指摘のとおり、農業集落排水施設建設改良費から支出されるものでございます。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。以上で、議第8号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第8号令和3年度上山市農業集落排水事業

特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
散 会

○棚井裕一委員長 本日はこの程度にとどめ、明日は午前10時から会議を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3時24分 散 会

